

1. 件名

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設
の設計及び工事の計画の認可申請に関するヒアリング (4)

2. 日時

令和5年8月9日(水) 14時00分～17時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、内海安全審査官、

青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

吉村技術参与

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当部長 他11名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、令和5年6月27日付けで申請のあった設計及び工事
の計画の認可申請書に関して、主に以下の事項について確認を行った。

- ・ 粉末移し替えフード及び附属コンベヤの改造内容のうち、地震時にお
ける臨界防止を目的とした粉末缶等土の離隔距離を確保するためのスト
ップの追加に係る理由
- ・ 容器貯蔵コンベヤの搬送能力の値の意味

(2) 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、主に以
下のとおり回答があった。

- ・ 粉末缶等の離隔距離を確保するために設置するとしているストップの追
加については、地震時の粉末缶等の挙動を考慮した更なる安全性の向上
を目的としたものである。
- ・ 搬送能力の値は、ウラン粉末等を収納した容器 1 個当たりによる荷重が
かかる容器貯蔵コンベヤのローラーが、正常に作動可能となる当該荷重
の最大値を記載している。

6. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

7. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	録音を開始しました。8月9日ヒアリングということで
0:00:07	6月に提出いただきました設工認の申請の内容について規制庁側から確認をしていきたいと考えております。
0:00:17	それでは早速ですが、規制庁側から確認をお願いいたします。
0:00:26	規制庁済みです。
0:00:29	故郷の確認はまず、条文ごとに行きたいと思うんで、
0:00:33	まず臨界のところから確認させていただきます。
0:00:37	まず申請書の41ページの仕様表の
0:00:41	第2貯蔵棟のところなんですけども、
0:00:44	前回これ少し書かせていただいたんですけども、1階の酸化ウラン貯蔵場の前にその容器の、
0:00:52	平尾きするってところで容器も
0:00:57	置き方っていうのをちょっとお伺いしたんですけども、
0:01:00	将来的にちょっとお盆明けに、例えば将来的には補足説明資料を作っていたらいい、詳細説明いただきたいと思うんですけども、これは前回説明いただいたドラム缶4機を
0:01:13	パレットでアオキするっていうのはこれ申請書許可とか施工になりますけども、廃棄物、
0:01:20	貯蔵棟第2棟かなんかのドラム缶の置き方で構成パレットとワイヤーを使うっていう記載があるんですけど、大体これと、
0:01:27	おんなじような形の置き方をイメージっていうか想定されてるっていうイメージでよろしいでしょうか。
0:01:48	GNF磯辺でございます。音声大丈夫ですかね。
0:01:54	小出諏訪はい。今のご質問は
0:01:59	衛藤。
0:02:00	大長殿。1回の酸化ウラン貯蔵場ミイ、裏の貯蔵容器を
0:02:07	判断済みで貯蔵する場合、
0:02:10	の貯蔵の仕方というご質問、ご確認だと思いますが、
0:02:16	具体的にはですね共同のご指摘の通りで廃棄物貯蔵場で使っています高校生のパレットを、
0:02:26	浦野と同様キーの間、
0:02:29	がんと檀の間に挟んで、衛藤ハタ番組するということにしております。で、ワイヤーで固縛というのはですね今は、その浦野轟についてはやっております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	やりませんっていうか安全で貯蔵する場合はやる、やることになっておりません。良いことです。
0:02:48	規制庁の全量改装するとちょっとお伺いしたいんですけどまず1点目、ここウラン貯蔵容器あれ算段ずに、
0:02:56	ということでよろしいかな前回2段積みみたいな話だった気がして、3段でよろしい。
0:03:02	イソベです失礼しました今言い間違えたみたいに2段積みですいません。
0:03:08	了解です。規制庁鶴です。わかりました。そう。ちょっと2個目なんですけども
0:03:13	ちょっと転倒防止の観点で何をすよ。
0:03:16	考えられてるのかちょっとお伺いしたくて多分、
0:03:19	廃棄物の方って、転倒防止の津波の漂流防止みたいな感じで、防止防止って形でバレットとワイヤーで閉めました形だったんですけども、
0:03:29	津波は来ないんですけど、単なると転倒防止の観点だと、現状
0:03:37	第2貯蔵棟1階のウラン貯蔵容器についてはパレットだけで問題ないっていう。
0:03:42	考え方っていうことでよろしいですか。
0:03:45	はいジェイエフイー機部です。ですね今ちょっと正確な条件を今すぐは思い出せないんですけども、
0:03:54	レッドに加えてワイヤーで固定が必要だっていうのは何段積みにするかっていう段積みの段数に依存してまして、ここの、
0:04:04	今回の男女増等の2段積みの場合は、ワイヤーで固定しなくても、パレットで積んでるだけで、地震の検討はないという評価になっています。以上ですね。
0:04:19	規制庁先生了解です。
0:04:22	では続いてまた別の、
0:04:24	関連の臨界の質問なんですけども、同じ第2所蔵と41ページなんですけども、
0:04:32	臨界のところ見ると、第2加工棟との距離という形で書いているところで、
0:04:37	これって1階と2階っていうのは、
0:04:41	よくあるもパターンだと床図と壁厚両方を考慮してますみたいな形で、1階と2階がアノた別の単一ユニットを持っていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	夜間を考慮してますみたいなものが施設がバーツとあったりするんですけども、
0:04:57	この第2貯蔵棟の場合は、この棟1階2階の間の床っていうのは、特段考慮は、
0:05:04	設計上のコールってのは不要っていう認識でしょうか。
0:05:09	はい。J-オクのマキグチです。
0:05:12	第2貯蔵棟の1階と2階の間の湯川臨海場は、特にCAQ利益は設定しておりません。
0:05:22	隔壁を設定しているのは第2貯蔵棟と第2加工棟の間の壁。
0:05:28	になります。それは申請書に書いてある、
0:05:33	41ページの仕様表に書いてある委員会。
0:05:36	防止のところの期待通りです。
0:05:39	以上です。
0:05:42	規制庁ツジ了解ですわかりました。
0:05:45	でも規制庁がちょっと鈴木さん、次の質問はします。
0:05:52	はい。
0:05:53	規制庁の鈴木です。
0:05:58	373ページですね申請書の方のですね、
0:06:07	監視システムについて、
0:06:09	確認させていただきたいんですけども、
0:06:12	業フード
0:06:14	粉末しかいろいろの、
0:06:16	円筒容器取扱部、
0:06:18	アイコン。
0:06:20	他取り扱い部、アフラックた取付部、
0:06:24	は応援業務者と監視システムによる欄の重量の確認を実施し、保安規定に基づいた管理を行うってあるんですけども、
0:06:33	この
0:06:34	監視システム、
0:06:36	次回以降の申請で照査
0:06:40	説明があるとは思うんですけども、
0:06:42	衛藤。
0:06:45	ちょっとイメージを掴みたいのでちょっと教えて欲しいんですけどPCを使用した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:51	ちょっと回路、重量入力してとかっていう記載はあるんですけど、具体的にどのようなものかちょっと、ちょっと説明いただけないでしょうか。
0:07:00	はい。GNFマキグチです。
0:07:03	管理システムの基本的な機能ですけども、
0:07:09	例えば観葉風洞に粉末缶、
0:07:14	の中に入ったウランを、
0:07:19	対応保存で取り入れる場合ですけども、
0:07:24	下にバー行動がついておりまして、この%コードにはその間に、その以前の、前工程での工程で、
0:07:34	ウランを収納した時の情報が入っています。
0:07:38	これが汎用フードは、質量管理をしていますので、その質量がその管理値の中に入っているかどうかというのを、
0:07:50	バーコードを読ませて、監視システムはもう基本パソコンはサーバーに入っているデータベースでその重量を核的制限値で判断すると。
0:08:04	そういう機能を有してまして、一つは、人間、
0:08:09	人による、
0:08:10	制限値を管理、制限値以下であることを確認し、この監視システムで、2段目の確認として制限値を、
0:08:21	範囲内であるということのチェックをすると、そういう管理のためにこの監視システムの機能があるということでございます。以上です。
0:08:34	すいません規制庁の鈴木ですけども要は
0:08:38	この粉末缶とかに、
0:08:40	出るときにも
0:08:42	どれぐらいの質量のものが入ってるっていうのが、
0:08:47	PCかなんかで登録されてはバーコードにも登録されていてそれが、
0:08:53	流れて、
0:08:54	て、
0:08:56	その
0:08:58	質量、臨界質量ですかその核的制限値以上のものが入ってきていないっていうのを、
0:09:07	温泉業務者がPC入力とかして、
0:09:12	取り扱うときに角井。
0:09:15	ちゃんと確認してるっていうことですか、ちょっと同じような聞いて申しわけ。
0:09:21	いえ、マキグチ谷津はいそのご認識で結構です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:28	わかりました。あと、はい、わかりました。
0:09:33	あと、
0:09:34	続きまして
0:09:36	59 ページ。
0:09:38	クレーンの帳票があると思うんですけども、
0:09:44	続きまして 50 日、
0:09:47	9 年の記録があると思うんですけども、
0:09:50	ちょっと待ってます。
0:09:55	仕様書の臨界防止のところなんですけども、
0:09:59	対図入戸形状寸法制限。
0:10:02	とあるんですけども、
0:10:04	クレーン自体に核的制限値を設けて、
0:10:08	いないってことでよろしいですか。
0:10:12	容器の方、
0:10:20	形状寸法制限を行ってるってことですか。
0:10:26	はい 16 マキグチです。
0:10:29	そのご理解で結構ですクレーン自体に各制限値はございませんで、クレーンで取り扱うウラン貯蔵容器
0:10:39	とそれ以外の輸送容器ですね、これらに核的制限値としての形状寸法制限をつけているということでございます強いて言えば、クレーンで、そういう容器を取り扱うということが制限。
0:10:54	小さく言えば制限値かもしれません。
0:10:57	以上です。
0:10:59	わかりました
0:11:02	はい、ありがとうございました。
0:11:09	はい。私からはとりあえず以上です。
0:11:15	規制庁次に委員会ですとちょっとスズキをお伺いするんですけど、
0:11:21	先ほどスズキとの質疑があった監視システムの件なんですけども、
0:11:28	これって教科において、安全機能を有する施設の許可の臨界方針の方で、監視システムを設置するものはなしでもつけますというのがあったりするところ、
0:11:39	粉末移し替えルートを、
0:11:44	ですね今回申請 76 ページ申請が、先生の仕様書がありますけども、
0:11:48	粉末移し開封等についても監視システムが今回、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:52	ありますような形で 81 ページの方に、今後確認するものとして半システムあって、あるところで、許可を見ると、特に監視システムとは書いてないんですけども、
0:12:06	新しいシステムっていうのは二重投入防止のインターロックの何か構成機器になるんですかね粉末移し替えるんだとだからそこら辺の関係っていうのは、
0:12:17	どういう感じ。アノはシステムとインターロック、フルタについてのシステムと、
0:12:23	インターロック関係ってどういう感じになるのかちょっと教えていただけたらと思います。
0:12:30	はい、10 年、宇井牧口です。
0:12:35	限界防止のインターロックに、監視システムは位置付けて、
0:12:40	おりません。管理システムの位置付けは、先ほどちょっと申しましたけども、
0:12:46	許可に書いてありますけども質量間李を、を確認するための管理方法としては、作業員 2 人で確認するもしくは、作業員 1 人と監視システム、この 20、
0:13:00	管理すると、いうふうになってますので、
0:13:03	監視システム自体は
0:13:08	質量管理を確認するための管理するための一つの機能というふうに位置付けております。それとは別にシステム、あ、ごめんなさい。
0:13:17	設備によっては
0:13:20	全壊防止のためのインターロックのを、
0:13:24	うちのシステムをつけているものがありますこれは監視システム、別の機能として設置しているのがありますので、一応アノを、
0:13:35	そういう区別整理でこの申請書は書いています。
0:13:40	以上です。
0:13:43	規制庁攻め了解そうすると現地でわかる範囲でいいんですけど、一応確認として、
0:13:49	事業許可の例えば 40 ページ見ると土地改良等の安全機能、臨界防止があつて、形状寸法等、質量管理といったロック。
0:14:01	ていうのがあつて、今回仕様表の
0:14:07	新施行に新設 81 ページを見ると、丹イセ日塔のところの、
0:14:12	神崎の設計として%システムを入れるってことになってるんですけど、そうすつと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	このフード粉末移し開封等については、許可上その
0:14:22	臨界防止の安全機能として、監視システムは、余裕はされていなかったけど、
0:14:30	設計の段階で、
0:14:32	ついてるものですよ。要はその許可と比べたときに、許可でも定めている安全機能として、監視システムはないっていう、
0:14:43	認識でよろしいですか。
0:14:52	JAF休日、
0:14:57	ちょっと今、評価申請書が手元になくてまだ確認できていないんですけどちょっとそれを確認してから回答してよろしいでしょうか。
0:15:07	規制庁作業会さんが今日のどっかで回答いただければいいのか、調べといていただきたいと思います。すいませんが保証します。
0:15:15	すいません。
0:15:17	ちょっと聞き漏らしてしまいましたけど、許可申請書の何ページとして、
0:15:21	申し上げた等、許可の 40、
0:15:24	9 ページです。49 ページの、
0:15:27	貯蔵設置貯蔵施設の安全機能を有する施設の表のところの真ん中辺り。
0:15:34	承知しましたすいません。ちょっとお時間ください。ありがとうございました。
0:15:38	よろしくをお願いします。
0:15:41	皆様ちょっと調べていただいているとか先にちょっと別の質問をいただきたいと思います。
0:15:49	続いてなんですけども、
0:15:53	と同じ粉末司会分と施行に申請中で、70 ページ。
0:15:58	ですけども、
0:16:00	今回設置改造項目なんですけど、地震時臨界防止のために、ストッパの成果についてちょっと
0:16:08	ちょっと内部でもこれ議論がありまして詳細をお伺いしたいと思ってます中身についてはちょっと、
0:16:14	秋にまた資料を作ることを要求したいと思ってますけどもとりあえず現時点でわかる部分だけ答えていただければと思います。
0:16:24	で、確認項目がちょっと 7 項 6 ぐらいあるんですけども、まず 1 個目の落として、オシ、地震時臨界防止を止めるためストッパーをつけなければいけないっていうのは、許可をやってる時点で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:39	必要と判断していたのか、それとも今回の幼児施工人を作るにあたって、
0:16:47	なにがしの評価をしたときに、やっぱり必要だねと詳細設計の結果必要ですよという判断をしたのかちょっとそこら辺、どっちなのか、お答えいただければと思います。
0:17:01	GNF真木です。
0:17:03	このストッパーについては許可以降ですね施行にて詳細設計をした時点で必要だという判断をして設置したものです。
0:17:12	以上です。
0:17:16	規制庁として岡安。
0:17:17	それ言ってないですけども、
0:17:21	インターロックの設定自体は既認可から変更が特にならない。
0:17:26	と考えてまして、
0:17:27	そうすると、金融機関の状態で、
0:17:33	は、地震G、
0:17:36	2、
0:17:37	結果として新規にインターロックで稼いでいるその30センチの距離担保ってのが、できない設計になってしまっていたという認識して良いですか。
0:17:58	Genericマキグチです。
0:18:00	粉末移し替えフードに許可の時点から、臨界上のインターロックは設置しております、これ
0:18:14	ウダの中で
0:18:16	本間通。
0:18:19	の、
0:18:23	質量管理をしている、その塊の
0:18:28	状態で
0:18:30	が二重に導入されないように設備の中でインターロックをかけていた。
0:18:37	あとについて事業許可では、インター口臨界防止のインターロックが設置。
0:18:45	すると、を設置するということで記載をしていましたので、インターロック自体はですね詳細設計でも、
0:18:54	それは当然必要なもので、それ以上の追加はですね、
0:19:00	考えていなかったんですけども、ストッパーについてはそのインターロックくうで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:07	質量管理をしている状態で、地震時にローラーコンベヤの上に乗っていますのでそれが移動すると、移動すると、別の単一ユニット等、
0:19:19	接触する可能性がゼロではないという観点で新たにストッパーをつけたと、そういう整理。
0:19:27	でございます。すいません質問の方になっているでしょうか。
0:19:33	規制庁さんに了解
0:19:35	そうすつと一応念のためですけど
0:19:39	緊急基準に基づくべき、すでに持っている認可があると思うんですけども、それ等すでに持っている認可の段階でインターロックって夏井。
0:19:50	データとか 30 センチ確保しますよっていうのは何かあらかじめ、いろいろなものが設定されていたとは思っていて、
0:19:58	そうすると旧基準で考えていた地震の大きさの地震が来たときに、
0:20:07	ローラーの上で転がっちゃうっていう可能性は一応あったっていうことを、結果的にあったっていうことなんでしょうか。
0:20:17	はい。GNFマキグチです
0:20:20	はい今回ストップを、地震Gのストップをつけたこと自体は旧基準での地震力と申請での地震力の差によってつけたというよりもやはり、
0:20:34	さらにその安全性を高めるという観点でつけたと、そういう位置付けです。
0:20:43	規制庁三、四階です。
0:20:46	それとちょっと今の質問とかぶるんですけど、
0:20:50	今回地震時に、倒れてしまう可能性があるのっていう理由から、記載されてますけどその地震時っていうのは、どう、どういう地震を想定したのかっていうのは何か具体はあるんでしょうかそれとも何か。
0:21:05	今のお答えのようにあんまりその地震の大きさっていうのは考慮せず、もし揺れた場合に倒れるかもしれないっていうその事象の
0:21:15	事象だけで判断されてるっていうことなんでしょうかその新規っていうところの、中身というか、想定は何かあるんでしょうかというところです。
0:21:29	はい。GNF桐生です
0:21:32	ご指摘の通りですね地震の大きさとかどういう心でということ想定したわけではございませんで、ローラーコンベヤ上に乗っている間が、
0:21:43	ローラーですので、地震があれば横入れして移動する可能性があるのと、その観点だけで今回設置しているということでございます。
0:22:00	社長です。了解です。
0:22:04	その次なんですけども

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:08	これちょっと今のアイザワフクマてるんで年度内ですけども
0:22:13	地震時っていうところで言うと、
0:22:16	旧基準を、
0:22:18	の想定地震動の場合も、
0:22:21	倒れる可能性は一応、ゆとりとか横揺れするかの横入れてずれるって可能性は一応あるっていう認識で良いですか。
0:22:35	あ、
0:22:38	JF真木です。管野店等というよりも横井図ですね、横にやる上での移動。
0:22:49	が地震によって発生する可能性があるという認識でございます。
0:22:56	アクセスしませんちょっとこういう例でそうずっと、
0:22:59	ちょっと話になって申し訳ないですけど、旧基準での、今回新基準で大きくなったやつじゃできる基準って地震の場合でも、要はそのコンプリートが耐震上考えてる地震動でも、
0:23:12	横揺れする可能性は一応、
0:23:15	あった可能性はあるっていう認識じゃないですか。
0:23:20	これ滑るっていうところですか。
0:23:24	GNPイソベです今までのご説明の通りですね、横揺れ、
0:23:31	まず、新基準で考えている地震力と、昔の九州の地震力で考えますと、今ちょっと定量的に、結果をよく
0:23:42	ココネ資料持ってきてませんけどもまず、管がコンベアの上の間が転倒するかどうかという意味では、今度の新基準で地震力を大きく、
0:23:52	見積もることになったので、それで転倒する可能性という事象が新たに加わっていると、いうふうに考えてます。ただし先ほどのストッパー替えの要否についてはですね、転倒だけではなくて、
0:24:07	コンベアローラーコンベヤの上で、間がスライドする。
0:24:10	という事象まで今考えてまして、これは地震力の大小にかかわらずといえますか程度は違うと思うんですけども地震力が小さいと想定した場合でも、
0:24:22	大なり小なりスライドの可能性はあったと思っておりますが、新規制基準ですとより大きな地震力を考慮することになってきたので、
0:24:33	そのスライドについても、ちゃんと対処した方を手当した方がよからうということで、衛藤より安全性を高めるためにストッパーを設けることにしたと。
0:24:44	というような経緯になっています。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:49	規制庁ツジニイツ了解です。
0:24:52	そうするとちょっと、多分これも答えがないのかなと思うんですけども例えば
0:24:58	近づいてしまった場合だとか、転がってたってしまった場合に於いて、
0:25:04	大郡大学評価上の結果とか、
0:25:09	何か例えば
0:25:11	事故増倍が悪くなるとか、そういう何か定量的な評価っていうのは何かされていたんでしたっけ。
0:25:20	僕にはないっていう認識でよろしいでしょうか。
0:25:24	GNFの真木です既認可の時点でそういう定量的な評価をしていたかというご質問でしょうか。今回の申請においてですね、
0:25:34	今回はもう、そういう定量評価はしていませんとにかくその位置から外れてしまうと、
0:25:43	ユニットとの接触まで可能性はあるわけですので、その時はもう 30センチの担保もできませんので、そういう状態での定例評価はしていません。
0:25:55	今回の申請で評価しているのはそのストッパーで、とどまっている位置、これで評価をしております。以上です。
0:26:06	規制庁驚見です。了解です。
0:26:08	町長最後オカヤマガタじゃ答えづらいあれなんですけども
0:26:13	結論として現状のその代用石膏に置いてストoppaがない場合は、基準適合委員会で基準適合しないという一応事業者判断という形でよろしいですか。
0:26:25	それとも粘土食べつけてるっていう。
0:26:27	ケースとかがなくても適合するけど、念のためつけてるっていう、そこら辺の程度感はどういう感じで考えたんでしょうか。
0:26:38	はいGNF楨です。我々の認識としてはあくまで地震時での安全性をさらに高めると、より高めると、こういう認識でつけております。
0:26:51	地震は新統が来ましても、一定方向にずっとずれるという可能性はやはり少ないと思いますので、
0:27:00	まさに入れた場合には左に行った場合はまた右にずれると、そういう動きをしたいと思いますので、そういう観点でも
0:27:09	地震による横ずれでの臨界上の問題は、あくまで
0:27:15	安全性の向上という観点で設置いたしました。
0:27:23	規制庁先生了解しわかりましたありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:27	私からは以上で、
0:27:30	規制庁が何か臨界について他にありますか。
0:27:39	長野ですけども、今の
0:27:44	検討するかどうか、伝統の評価って定量的にやってるっていう認識、認識でよろしいんですかね。
0:27:53	ジェイアイエヌの吉田です。装置ごとにですね、乗った状態で、検討するかしないかってのは地震力に応じて評価をしております。
0:28:02	これが結果検討するものについては、先週ご説明した通りですね検討防止ガイドというものを装着しております。以上です。
0:28:11	規制庁仲野です了解しました。
0:28:14	私からは以上です。
0:28:21	大丈夫ですけども、よろしいですかね。先ほどの監視システムのご説明した時にですね、バーコードを読んでサーバーのデータと比較して
0:28:34	鳥飼赤津的制限値の適合不適合を見ているというふうにご説明しましたがそれ追加してですね場所によっては、秤量器で、その風土に今から入れようとしてる。
0:28:48	缶の重量を秤量器で測って、それが核的制限値に適合してるかどうかを確認するという、は、方法で、
0:29:00	外皮といいますか郷飛行士は、入れて入れていけないの判定をしている部分も含めて監視システムとしておりますので、ちょっと追加でご説明でした。以上です。
0:29:17	規制庁の鈴木です。
0:29:21	もう、
0:29:23	投票料金のしたときに、
0:29:29	この時点でもう重さがオーバーしてるとかっていうのわかるシステムってことでしょ。
0:29:37	はいGNFイソベです。秤量器で評定した時点で合否の判定ができるシステムになっています。以上です。
0:29:48	単純に容器の中に入っているウラン質量が多いと何かこう、
0:29:56	アラームなりとか、
0:29:58	何て言うんすかなんかを、
0:30:01	7オオバだっるのがわかるようになってるとか。
0:30:05	ていうことですかと、先ほどの、
0:30:07	バーコードで読んだときに、
0:30:11	質量がオーバーしてると、やはり何かこう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:15	オーバーしてますよっていうのがわかるようなシステム。
0:30:18	ということですから、何かこう、
0:30:22	パソコン上、秤量器のパソコン上、
0:30:25	でわかるんですか。PC
0:30:27	オカですか。
0:30:33	はいGNPイソベですえっとですね、ちょっと場所によるんですけどもまず、そういうNGだったときの知らせ方としてはパソコン上で、
0:30:45	警報といいますか警告が表示されるのと、
0:30:49	あとさ、設備のところですね、いわゆるパトランプっていうんすかね。
0:30:54	NGだと赤いランプがくるくるつくというようなことで、作業者に知らせると、というような仕組みになっています。以上です。
0:31:04	規制庁の都築です。
0:31:06	ありがとうございました。
0:31:17	院長次ですけど、本庁側特に大丈夫。
0:31:22	はい大丈夫ですこちら。
0:31:24	はい、了解と。
0:31:27	調達ですけどあれですかね粉末社会風土の
0:31:31	保管システムの件ってのはまだ、
0:31:34	調べてる最中使ってイワサゴコウ
0:31:40	アジンマキグチすみません、これからしゃべってもって、高井ヒダカ白根ちょっとそこを十分にやってる最中。はい。すみません。
0:31:50	すみません規制庁ウツミつけてもらった次閉じ込めの十条の関連で、私から確認させていただければと思います。
0:32:00	申請書でいうと、20 ページになりまして台車ですね。
0:32:09	粉末缶用台車の閉じ込めなんですけども、
0:32:13	まず、これ
0:32:15	粉末缶とかペレット間で担保ってことなんですけども、落下防止の観点でも、
0:32:22	間で担保するっていう、
0:32:24	認識でしょうか。
0:32:32	GNF磯辺です。ちょっと確認なんですけども
0:32:36	台車に、
0:32:38	粉末缶が収納されている状態での、
0:32:41	落下という想定でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:45	落下が想定必要かどうかの認識のところはどうでしょうかということです。
0:33:05	JNES土岐です。粉末缶会社はですね人間側かを作業者が裸でもって運搬するのと、同じ延長線上の作業に使う、
0:33:17	執行部というかですね、そういう観点なので、搬送設備としての落下という概念での評価はしておりません。
0:33:28	実際としてはですね、台車の中に、粉末化一回り大きいケースががっちりについておりますので、
0:33:38	その中に入れてふたを閉じればですね、実際には、落下時落下というような、落とすというようなことを、消えないと考えております。
0:33:50	以上です。
0:33:53	規制庁つMACE了解です。
0:33:55	ちょっとスズキなんですけどもそうすると台車についての間を載っけていてで、
0:34:06	正直なぜ質問したかっていうと、案で担保してるというところで仮オダの間の第一次施工認定の間のその認可の時の記載を見ていくと、パッキン、
0:34:18	発券つきのフクダ等により久田構造としていますとしかなくて、落っこちてどうこうっていうのは、特に記載がないなと思っていたところで質問をしていたところなんですけど
0:34:30	ただいまの回答で台車の周りに
0:34:34	巻いたとかケースみたいのついててそんなに青入れるのでっていうことで、
0:34:39	ご回答あったんですけども、
0:34:42	そうすると、例えばその他事業省MNFとかNFIとか見ると、東大シャ-
0:34:55	設計の考え方として例えばその防止だとか、要はその台車の周りの板とかを、を設置してることによって、何か防止しておりますみたいな。
0:35:07	説明があつたりしたことがあったんですけども、今野瀬
0:35:13	GNFさんからの説明等、大体、GNFのこの粉末缶代謝も大体同じようなものなのかなあと考えるところなんですけども、
0:35:25	そうすると台車ニツの粉末缶台車については、
0:35:30	結局、今、お考えをしたんですけど、閉じ込め上っていうか落下防止については、設計上の台車の周りの板、ケースで担保されてるのか、それとも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:44	人の運用等でそもそも不要と考えているのか、そこら辺は、今の考えだと、どっちか。
0:35:55	へんはちょっと、
0:36:11	anヨシダです。
0:36:14	明快なちょっとお答えが今ちょっと難しいんですけどもおっしゃられる通り、人間が、台車自体を管理下に置いているということと、それから、
0:36:25	台車上に間がずれて、落ちるというようなことをするケースがついてるっていう両方で、現実としては、
0:36:35	間がどっかに行ってしまうということを防止、
0:36:39	しているんだろうなというふうに考えています。
0:36:45	GNPイソベです。
0:36:48	前回のヒアリング面談の時に
0:36:54	この会社の
0:36:55	使う範囲に、何か階段の部屋も含まれているようすでってご指摘もありましたけども実際この台車は、各フロアの間も代車ですんで床の上を作業者が押して、
0:37:10	使うという使い方をしますので、
0:37:13	その
0:37:15	今の落下、落下という話なんですけども、
0:37:19	粉末缶を台車に収納した状態で、台車ごとどこかどこらどこか、一定の高さから落下するというような場所に、
0:37:27	その右の台車が行くということが、当社の場合は、想定していないのですね。
0:37:35	台車の構造で落下防止を担保してるっていうのは、
0:37:39	もともとの設計にはないです。
0:37:42	以上です。
0:37:46	成長するとりあえず現時点でのお考えは了解です。ありがとうございます。
0:37:51	閉じ込め関係規制庁側からありますでしょうか。
0:38:04	大丈夫ですか。
0:38:09	田井。
0:38:10	本庁側、次も耐震ちゃっていいですか。はい。お願いします。
0:38:17	衛藤ノムラさん、お願いします。はい。規制庁野村です。
0:38:22	私からは五条、六条について質問、
0:38:26	いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:28	まずですね申請書の 166 ページ。
0:38:32	2 なのですが、とは層厚部屋のアンカーボルトの位置があるんですけど、この平面図の一番右上ですね。
0:38:42	ゆえに本案かぶると、2 本ずつっていうことになってるんですが、これ 1 本が既設ナカボルトっていうことなんですけどそれで、
0:38:52	いいんでしょうかという質問なんですか。
0:38:58	既設アンカーボルトを採用するっていうことでよろしいんでしょうか。
0:39:01	はい。ジェアイエヌ吉崎です。おっしゃる通りですね、赤い四角は赤プレートは更新するんですけども、柱寄りの一本の黒い丸の
0:39:14	既設アンカーボルトは流用いたします。
0:39:17	右どなりイマイって緑と内側ですかね、設備として内側のナカ今の二つが新たに打ち込むアンカーボルトになります。
0:39:26	規制庁ノムラですそうすると既存の園は、既存というか、横につける柱は、ニワ、既存のアンカープレートがあつて、そのプレートだけを取って、
0:39:37	新しいのをつけかえるっていうそういう工事でいいんでしょうか。
0:39:58	秋谷ヨシダです。おっしゃる通りですね日本用なんかプレートをつける前の現状はですね 1 本用のアンカープレートがついておりますので、これを取り外しまして、日本用なんかプレートをつけた上で、この図のように、
0:40:12	日本、日本のアンカーボルトを施工いたします。
0:40:18	規制庁の野村です
0:40:21	概ね理解したんですけどちょっと気になるのか。
0:40:25	普通そういう時って安価打ち直さないのかなっていう。
0:40:29	素朴な疑問。
0:40:30	なんですけど、
0:40:33	うん。なんか、
0:40:34	何かあつてこれ、
0:40:37	同じだったら、
0:40:39	なんか結構施行すごい来面倒くさそうになるかなと思うんですけど、これ、工事は問題なくできるっていうことでよろしいですかね。
0:40:50	地形面ヨシザキです。
0:40:53	おっしゃられるような考え方はあるんですけども、アンカーを打てる場所っていうところもですね柱の周囲だと結構限定されておまして、今

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のアンカーボルトを取って新たに2本追加するというよりは一本利用した方が、
0:41:08	スペースと言いますかですね、固定上有利だと考えて、このようなハイド方法にしました。
0:41:17	規制庁野村です。はい、了解しました。
0:41:20	次ですが168ページ。
0:41:24	これはおそらくケアレスミスだと思うんですけど、この下の側面図の、
0:41:30	下の段の赤いガードガードというか、
0:41:36	線なんですけど、これ下の方に図、何て言うか下の方に寄ってませんかというか、右の方だ、妥当その容器に食い込んでるっていう線なんですけど。
0:41:48	なんか全然容器とこの赤い線の隙間もないし、これって単になんていうんすかね。ケアレスミスですかね。
0:41:57	書き間違いでいいんですかね。
0:41:59	J根岸だけです。おっしゃる通り、申し訳ありませんちょっと書き、ドラム缶が大きく書き過ぎていて、実際にはこの赤い転倒防止ガイドの下に収まるような寸法関係になっております。
0:42:15	そうそうですよ。ちょっと食い込んでますいでしょみたいな、思うんですけどね。はい。おっしゃる通りです。申し訳ありません。はい。了解です。次ですが、飛んでですね、513ページ。
0:42:26	2ですね、(1)、
0:42:31	の4行目にですね、反抗接合って書いてあるんすけど、これどういうその境界条件なんですかね。
0:42:53	はい。J-ヨシザキです。ページ513ページの(1)の解析モデル及び解析荷重状況のところの文章の説明でよろしいでしょうか。そうです括弧の中ですね。
0:43:04	はい。基本的にはですね、ここに書いてある通りですね、2行目の、二つ目の文章でしょうかね。構造部材を溶接で接合している箇所はこの方接合にしている、ボルトで締結している仮称ピン接合なんですけれども、
0:43:22	例えばフランジ上の面積がそれなりに大きい、いてですね、構造物を支えているような、アルファベットでいうとTT形をしたようなですね継ぎ手で、
0:43:36	構造物を支えて複数のボルトで締結したような場合には、ピン、剛接合ほどではないんですけどピン接合ではない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:47	よりは強いということで、
0:43:51	基準の考え方にもあるんですけども、そういったものについては5と品 の間の剛性を持っているということで、サンゴ接合ということを、
0:44:02	弊社においては使う場合がございます。具体的にはコンペアの足と、
0:44:07	横に走っているコンペアの横フレームと、T型の継ぎ手で接合しているよ うなところは、単なる金よりは、強いアノ接合になっていると、いうふうに 考えており、
0:44:21	ノムラですけど、
0:44:24	多分そういうことだろうと思うんですけどそうするとそのバレー構成を入 れるってということなんですよ。
0:44:31	はい。回転剛性、
0:44:33	はい、おっしゃる通りです。
0:44:35	何キロニュートンパーらディアとかそんな多分事でやると思うんですけ ど、何かそういうわかるようにできないですかねこのパン粉接合っての が我々聞き慣れない言葉というか、
0:44:46	あまり役所では使わないのかなと思うんですけど、もうちょっとかみ砕い た言葉。
0:44:51	にできないですかね。
0:44:53	なんて言ったらいいんです。はい。はい。わかりましたちょっと今すぐ にはですねこういった言葉でどうでしょうっていう提示まではできないん ですけど、ちょっと基準の本とかを確認をしてですね、
0:45:05	適切な言い換えができるようであれば、おっしゃる通りのような文章に、 修正したいと思います。
0:45:13	或いはその判子押せ接合で括弧して説明をつけるとか、
0:45:17	いろいろちょっとあると思うんですけど、
0:45:21	はい。一ついたしました。
0:45:23	はい。それでですねここ、
0:45:26	その次なんですけど、前回お聞きしたことの確認なんですけど、前回私据 付ボルトとアンカーボルトをしたことの確認なんですけど、アノを使い分 けて、
0:45:37	るんじゃないです、使い分けてんですかねみたいなこと聞いたんですけ ど、あれ結局、どういうことになったんですかね。どういう使い分けにす ることになる。
0:45:48	JNNの人たちです。現状の申請書内ではですね、あと近藤というか ですね、据付ボルトはアンカーボルトも混在しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:00	ただ途中の本当の設備の接合ボルトみたいなことを、耐震評価上とかで説明するっていうのはあんまり場面としてはないので、どこの、
0:46:11	文面においてもですね、
0:46:14	アンカーボルトという言葉を使っていたとしても据付ボルトという言葉を使っていたとしても、我々のアノセ申請書としては、アンカーボルトのこと大概を指していると。
0:46:25	というのが現状の申請内容、申請書がないようになってます。
0:46:29	規制庁野村ですけど、言いたいことはわかるんですけど、その申請書内で、
0:46:36	混在してると、
0:46:38	例えばその文章でアンカーボルトって書いて、その結果の表は据付ボルトと書いてあると、ちょっとやっぱよろしくないのかなというふうに、
0:46:47	思うので、
0:46:49	補正することがあれば、ちょっと、
0:46:53	考えて欲しいなという。
0:46:56	そういう、はい。はい、承知いたしましたちょっと全体を見てですね、追加を考えたいと思います。
0:47:05	はい。規制庁の前です私から一旦以上です。吉村さんお願いします。
0:47:10	はい。
0:47:11	あとですね
0:47:14	続けて耐震の互助、耐震関係についてちょっと確認させていただきます。
0:47:22	最初なんですけど、私のとりあえず最初の数件はですね、
0:47:30	添付説明書に、2-2 っていうのがございますよね。設備機器の基本せ、基本方針書、
0:47:39	507 ページからですけど、これに関連して数件の最初、
0:47:44	確認させていただきます。
0:47:46	1 件目なんですけど、これは
0:47:50	基本方針の大方針的なところが、
0:47:54	に絡む件なんですけど、ばあの場所で言いますとただ 508 ページのですね、
0:48:01	(2)の設備機器の耐震設計法っていうのが、
0:48:06	ありましてこの基本方針として、
0:48:11	④ですねこれ。
0:48:13	④、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:15	ヤタとこですけどこれも
0:48:19	耐震設計の大方針というところの記載なんですけど、これ記載ヤマモト設備機器の設計にあたっては、
0:48:29	ゴコウ増とする。
0:48:32	となることを基本として、
0:48:35	それが困難な場合には動的動的解析の適切な方法を設計するということで、基本的には構造で設計するというのがこれは加工に限らず原子力施設、
0:48:48	全般的に要求されることなんですけど、
0:48:51	今回ですね、
0:48:54	申請されてる結果が、
0:48:57	例えば 516 ページ。
0:49:01	17 ページあたりに、
0:49:05	申請機器の剛構造の評価っていうのが、中段ぐらいにあると思いますけど、
0:49:11	これ見ますと、
0:49:15	申請キティーすべてが日。
0:49:18	剛構造でないんですね非合理的な。
0:49:21	でます。
0:49:23	これ、
0:49:25	おそらく金委員から、オノとしたそうだったというふうに厳しくてちょっと今更論的なところあるんですけど、
0:49:33	これがすべてゴコウ増にならないという
0:49:37	こういう設計にならざるをえなかったというのが、この基本方針と合っていない。
0:49:44	いいと思うんですが、ただ具体的にこれ加工、今回の施設の特徴的なものがあってそうなったのか。
0:49:52	それともある程度か。もう一つ考え方としては解析上、
0:49:57	この新城に保守的な式を使ってやってるとかそういう理由があったのか。
0:50:02	ちょっとこの辺、すべて非合意になったという理由についてちょっと説明をいただきたいと思ってます。
0:50:09	それをお願いしたいと思います。
0:50:13	はい。順に小木曾SEと今の件なんですけども、
0:50:18	ですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:20	剛構造。
0:50:21	かどうかの判断基準が先ほどの
0:50:25	508 ページの④のところにありますように、今はですね当該の対象の設備機器の固有振動数が、
0:50:34	燃料比率より高いかどうかということをもってゴコウ構造の判定をしておりますが、これらの設備のですねもとの認可をやった。
0:50:45	時はですね、その判定基準が違って、建物の保有振動数の
0:50:53	販売課だったかな 20Hz というのとは違う判断基準で、こういう振動数の判定をやっておりました。
0:51:02	それで 20 ページに変更したのは、特に新規性基準だからというわけではないんですけども、
0:51:10	例えば保有周期の 3 倍っていうのが今はあんまり
0:51:16	それを使い続けるよりも 20Hzの方がより保守的であり、
0:51:21	大体、
0:51:23	どこの事業者さんもそうやっておられるということで今回そういうふうに変更した結果としてですね、
0:51:30	今の既設の設備についてはほとんどが 5、
0:51:34	報道じゃないと。
0:51:35	いような評価結果になっておりますので、ご想像の通りですね、剛構造じゃないという構造のものを剛構造になるように、
0:51:48	補強改造するというのは非常に困難を伴いますので、現状のところは、十河構造じゃないという判定のもとで、必要な耐震性をえられるような、改造をやる、というようなことをしております。以上です。
0:52:06	規制庁の吉村です。
0:52:10	かなりこの施設古いものなんで、アノ系は、
0:52:15	わかりました。
0:52:21	逆に言うとこれで今まで認可されているので、改めてここで、
0:52:30	ゴコウ度云々で、改造するというかいうのを求めるようなものではないと思うんですけど、ただ
0:52:37	えーとですね、ただこれちょっとやっぱり方針書を読んだときに、ちょっと気に感じることもあるかと思うので、
0:52:46	何らか、ちょっと今、ご説明あったように、旧耐震
0:52:50	の
0:52:52	ゴコウソウノ考え方との違いっていうのが、何かわかるようにしといた方がいいかなというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:58	思いますのでちょっと書き方はちょっと検討いただきたいと思うんですけど。
0:53:03	何だかちょっと補足。
0:53:07	を入れ、どっかに入れといってもらった方が、
0:53:13	これを第三者の方が読んだときに特に、
0:53:17	変な綺麗な感じオカないかなというふうに思いますんでそんなちょっと工夫をちょっと考えてもらい、
0:53:22	いう桁だなというふうに思います。
0:53:25	計算としては今 5 ゴコウそんな場合ならない場合には 10 構造で評価。
0:53:30	加速度をかなり高く上げて評価することで一応、
0:53:34	評価の削減すんできればいいということになってますので、
0:53:38	結果としては特にこれで変わるっていう話ではないんですけどただ、次、実態がちょっとそういう基本方針と外れてる部分があるので、何らかちよつと、記載上の工夫をちよつと、
0:53:51	加えない検討ちよつとお願いしたいと思ってます。
0:53:54	いかがでしょうか。
0:53:56	はいジェイエフイー機部です。承知しましたし今ご説明したような経緯がございますのでちよつと確認の上、そういう経緯に関する補足説明みたいなものを、
0:54:08	入れられるように検討いたします。以上です。はい。よろしく願います。
0:54:15	それから、じゃあ、次に 2 点目にちよつとついてちよつと私どもの質問をさせますこれは
0:54:24	まず、はい。
0:54:27	言っているんですか。
0:54:29	はいどうぞ、どうぞ。
0:54:31	うん。
0:54:32	規制庁仲野です。
0:54:34	今日の時点ではですね、まず事業者の説明を聞くということで、はい。具体的にどう補正するかどうかっていうのは、まとめてまたお伝えしようと思ってますので、はい。
0:54:44	とりあえずながら検討をちよつとしといていただくということでそれやろうかってのはすぐ市内の話はまだしないでもいいも結構いいですかね。
0:54:56	ということによろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:59	結果だと思うんです志村さん。了解しました。はい。
0:55:03	事業者さん
0:55:06	方でもそういうふうに理解していただければと思います。
0:55:11	わかりました。よろしいですか。はい。
0:55:17	はいGNSは承知いたしました。
0:55:24	二つ目ですね。
0:55:29	これは同じく510ページにですね、今回の設備機器に適用する地震力、一覧表の形で、
0:55:38	今回申請された設備に対する適用する地震力を記載。
0:55:43	していただけてますけど、
0:55:48	この中にですね、今回の申請する機器の中に、例えばモニタリングポストのように屋外機器、
0:55:55	ありますよね。屋外機器もオクがいの。
0:55:58	地震力に基づいて評価してますので、
0:56:02	これもちょっと
0:56:05	起債の希望になってしまいますけど、
0:56:08	こういった表にですね、
0:56:13	今回記載が見当たらないので、特にこれ入れなかったり、
0:56:17	理由かもしくは書き落としてしまったのか、ちょっとその辺についてまずご説明いただければと思います。
0:56:25	はいGNPイソベです先ほどのまとめる表は建物の中に設置されて、表としては建物の中に設置されている設備に関して各フロアごとに
0:56:40	建物のAi分布に従って地震力を設定しましたり局部振動を使う時には上層階そうじゃない、中間層とかそれによって地震力変わりますんでそれを整理して、
0:56:53	記載していますので、今回の場合モニタリングポストが屋外設置ですけどもそこについては
0:57:02	先ほどの整理表のような、建屋内の設置ではございませんので、今回、今、今、現状の記載は申請書の514ページに、
0:57:16	(6)モニタリングポストの評価ということで、その中でも①のモニタリングポスト本体については
0:57:26	建物、建築基準法上の建物ではないけども、屋外にあるので云々かんぬんということで、地震力0.25もついてますということを個別に
0:57:37	説明をしています。
0:57:40	まず今、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:42	現状の申請書でどう、どう書いてあるかという原点については、今のよう な状況になっています。以上です。
0:57:53	規制庁の吉村です。了解。内容的に了解しました一応、
0:57:59	市、基本的には申請書の中で読み取れば良いとは考えてますので、 今のご説明は、記載云々に含めては、了解しました。
0:58:13	これについてわかりました。
0:58:17	ちょっと続けさせていただきます。3点目ですね。
0:58:24	3点目なんですけど、
0:58:27	これ511ページ。
0:58:32	に当たりますけど、
0:58:35	と準拠する規格、
0:58:40	企画規格という中にですね設備機器関係であるにゆアルミニウム建築 構造設計基準増解説っていうのがありますが、
0:58:51	これちょっと私の方で見た限りでは、主要な構造材という意味ではアル ミニウムが見つからなかったんですが、
0:59:00	これを、この基準はどの設備機器に対して引用しているのでしょうか ちょっとご説明お願いします。
0:59:13	NN値だけです。
0:59:15	すいませんちょっと詳細はですね戻ってデータ見ないとわからないんで すが、今、
0:59:22	薄井局、
0:59:23	をたどりますと粉末司会フードの主たる舞台ではなくてですね、
0:59:30	一部の部材部品のところですね、アルミを使っていたという記憶がご ざいます。
0:59:36	詳しくはというか正確にはちょっと戻ってですね、情報を確認いたしま す。
0:59:44	それでは、ちょっと正確な正確にちょっと確認していただきたいと思っ てます。
0:59:51	でも、構造材として使ってるかどうかっていうのをあわせてちょっと確認 委員をしていただければと思います。
0:59:59	はい。承知いたしました。柱とかはりとか主たるところには使っていない と思うんですけど、ストッパーとかそういった部品ですかね。そういったと ころで使ってる可能性はございます。はい。
1:00:17	これ、確認よろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:21	はい、承知しました。それから次なんですけど、これはちょっとさ、さっきの地震力が出てきた
1:00:30	モニタリングポストの件なんです。これはちょっと計算、
1:00:35	条件としてちょっとインパクトがあるんで、これはちょっと確認委員をコンパックちょっとさせてもらいたいなという。
1:00:42	思ってる点がありますこれ 517 ページに、
1:00:46	一覧表ですね、さっきの
1:00:50	細かい説明はさっきのモニタリングポストの
1:00:56	設計加速度の設定の考え方が 514 ページに書いてますんでこちらと、
1:01:02	こちらと直接絡む話なんですけど、
1:01:06	今回ですね、
1:01:10	モニタリングポスト自体は、
1:01:13	設備キーとして審査されてますよね
1:01:18	申請の形として、それ一をですね。
1:01:22	514 ページも書いてますがこれ構築物ってやつ、取扱設備ではなくて構築物という取り扱いで、
1:01:32	設計しその場合の設計震度が
1:01:35	0.25 になるんですけど、
1:01:37	へえ。
1:01:39	逆に形になるとこれの 20%の割り増しが入ってくるので、
1:01:44	どちらで取り扱うかによって設計条件がちょっと変わってきちゃうんですけど、
1:01:49	これをですね構築部II
1:01:53	として、
1:01:57	取り扱ったっていうのが、これは
1:02:01	許可での取り扱いもあると思うんですけどそれも含めて、
1:02:05	どうして構築物として取り扱ったのか、ちょっとこれ、
1:02:09	ご説明いただきたいと思います。
1:02:14	はい。ジェイエフイー機部でございます。
1:02:17	構築物、構築物といいますか耐震地震力を設定するにあたって、当設備、
1:02:26	の新緑。
1:02:29	ではなくて建物基準にしたっていう考え方は、先ほどの
1:02:37	514 ページのところに書いてある通りでして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:41	このモニタリングポストがですね、屋外のコンクリート基礎の上に設置した局舎でありますので、
1:02:52	構造的にですね、
1:02:57	地震動の伝わり方の構造的に基礎にある構築物ということでこれは建物と同じ構成ですんで、建物の地震力を使っていますので、
1:03:07	私どもの理解ですと設備に適用される地震力っていうのは、建屋内に設置されているという前提で、建物の基礎とか床で応答するというのを、
1:03:21	を考慮しているんで、地震力が建物に対してさらに割り増しされているというふうに理解しておりますので、モニタリングポストについては、地盤の上の基礎に直接設置されているということで、
1:03:35	建物の増と同等の地震力としております。
1:03:39	以上です。
1:03:43	規制庁の世良ですけど、今の久我飯野。
1:03:49	要するに屋外の、
1:03:51	いわゆるは物がなくて屋外のマットの上に設置されてるものっていうのは、ちょっとこれわあ、調べてもらわないとちょっとわからないんですが、必ずしも
1:04:03	そういう例ってのはあると思うんですけどそういったものに乗っかっている気が、構築物で扱ってられるっていう例があるんですかね私の記憶では、
1:04:16	屋外に設置されたマップの上に設置された機器でも、機器は機器として取り扱って
1:04:23	槇家の 20% 割り増しっていうのは、逆に言うと、基礎の機器そのものの、
1:04:30	応答の割り増しっていう理解なんで、
1:04:35	建物があるかないかというのとちょっと違うと思うんですけどちょっと今の、
1:04:40	説明は、
1:04:42	ちょっと理解できない部分があるんですけど、ちょっともう少しそれー。
1:04:47	具体的な例としてどっか種どっかにそういうふうに記載されてるのか、ちょっと、ちょっと確認してもらいたいと思うんですが、そうじゃないとこれあくまでも設備機器として設計され、申請されてるので、
1:04:59	20%の割り増しのある設備として通常は評価するのが、
1:05:04	イシイ出張所市場どうかなというふうに思ってますが、いかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:13	はいNPとエザワ今、同様の取り扱いしてる例があるかないかってのは今ちょっとわからないんですが、
1:05:25	すみません私どもちょっとよく理解できないのは、設備だからといって20%割り増しっていうのは、
1:05:34	それもよく理解できなくてですねあくまで地震動の伝達経路に応じて、同様とか割り増しを考えてるかっていう、
1:05:46	話だと思うので、
1:05:48	一番上にあるコンクリート基礎の上に直接されている部分なので、建物と同じ構成でよいのではないかなというふうに今、
1:06:00	この時点では考えていると。
1:06:02	いうことでございます。以上です。
1:06:08	ちょっと野村さんもし何か。はい。米谷お願い。
1:06:13	はい。規制庁野村です。御社でどう考えてるかっていうよりも、その許可と比較してどうなんですかっていうことで、許可では設備と、
1:06:25	断言してるわけですね。それを我々は許可すると。
1:06:28	で、20%、Cっていうのはどうかっての今許可のページ見てるんですけど、これ設備の場合は、
1:06:37	20%式、
1:06:38	しっとしてると思うので、特にその建屋内にあるとかないとかそういうことは関係ないと思うので、その結果、その許可整合という観点からはこれは、
1:06:50	おかしいんじゃないですかと私は思います。
1:06:52	以上です。
1:06:55	20%っていうのは私も要するに
1:06:59	どういう形の設置というよりも、設備キーでの応答の割り増しだというふうに、
1:07:05	もうこれ建物との違いですよ、設備機能等の割り増しということで20%のアリマCをされていると、ちょっとまだ明確に根拠根拠資料イマイ、
1:07:16	お示しして、しゃべったわけじゃないですけど、そういうふうにずっと理解はしてますので、
1:07:21	設備機器として取り扱ってる観点では、多分せ耐震設計の基本方針自体も建物と設備機器の2本立てになってると思います。
1:07:32	で、20%の設備機器に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:35	を対象にしてるので、それに基づけば基本的には 20%増しにするのが、
1:07:41	魔女普通の考え方だというふうに理解してます。これはちょっと我々はもう少し確認しますが、ちょっと今の現時点でのご説明ではちょっと納得できない部分もあるので、
1:07:53	その辺もう 1 回確認をして、
1:07:55	ちょっと示していただきたいなというふうに
1:07:57	根拠、根拠ですね、示していただきたいなと思います。
1:08:04	Jウエキソベさん承知いたしましたこちらでも確認いたします。以上です。
1:08:14	すいません今の点なんですけど、慶長の野村ですけど、やっぱり許可では、うん。設備機器は 20%って書いてあるんで、特に 2 建物内だからとか。甲斐。
1:08:26	屋外とかってのはないかなと。
1:08:28	今見てるの許可の 321 枚目。
1:08:33	なんですけど、
1:08:34	当たり前のこととか、僕会社さんとも同じようなことが書いてある。
1:08:41	と思います。以上です。
1:08:49	ジェイエフイー宗ですありがとうございます確認いたします。
1:08:54	ちょっとこれは確認してからちょっともう 1 回確認、それに基づいて、ちょっとかこちらの方でも検討したいと思いますので、
1:09:04	ちょっとまず、確認よろしく願いいたします。
1:09:11	次に、
1:09:14	いきたいと思いますが、これはちょっと記載上の問題なのであまり技術的な内容ではないんですが、
1:09:24	今度は旧申請書の今の基本設計方針書がちょっとは、
1:09:30	違うところに行きますが、390、
1:09:35	5 ページですね、395 ページの
1:09:43	だったかな。
1:09:48	395 ページですね。
1:09:57	上位波及に、上 100%、上位波及以外に耐震 6 条第 1 項に関する、
1:10:04	設計変更の有無、
1:10:07	の一覧表があると思うんですが、この中で、
1:10:11	一番右側、
1:10:14	395 ページの表の一番右側の欄で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:19	6.1 切言括弧上位波及に、
1:10:23	関する部分で、
1:10:27	今回、
1:10:29	あり得ないっていうふうに、
1:10:31	記載されてる気が大半なんですけど、
1:10:36	ちょっとこの記載の仕方についてちょっと確認したいんですけど、今夏
1:10:41	その前のページとかですね、いわゆる、
1:10:46	上位波及に対する、この設備の
1:10:51	対応っていうのは例えば 9 名、300、
1:10:54	94 ページあたりに、各設備の対応を書いてスマホ、基本的には、波及的破損の考慮は不要であるという、
1:11:05	ものが大半なんですけどそれに対してここであり、ありと。
1:11:13	版で見ると設計変更があったものがあるんですけどこれありとした理由。
1:11:19	これは何なんでしょうかね。
1:11:21	ちょっと書き方の問題かとは思んですけど。
1:11:45	すいませんジェイエフイー機部でまず、
1:11:51	設計本俸。
1:11:54	があったものですが単純に、改造を行う設備についてはその改造するという事で、
1:12:05	どういう補給についても、
1:12:07	新たに確認する必要があるということでありになっているというのが、書き方になってございます。で、
1:12:19	ここに男前二つつけているものをですねこれが改造しない設備になってございますけども、これも同様波及の検討評価なので、
1:12:30	その周囲にある設備、
1:12:33	ザーの配置、例えば配置が変わることによって、常用波及の評価、
1:12:41	結果も変わりますので、どちらにしても、最終的な状態で譲与発給のありなしを考える必要があるということはいずれにしても、
1:12:53	評価をする必要があるという意味で設計変更ありにしていると。
1:12:58	そういう意図で書いてあります。以上です。
1:13:16	検討対象になるっていう意味だけなんですかね、実際には設計変更、上位波及の観点で設計変更したという、
1:13:27	物は家がないわけですよ前のページ。
1:13:32	はいGNF蘇武です

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:36	例えば、土肥今の状態で城家は急に何か
1:13:41	今日はキューブ。
1:13:44	の、
1:13:45	クリアするためといいますかそれを問題ない状態にするために、何か変更を加えたというものはございません。
1:13:53	実はないわけですよ。もうちょっとその辺がちょっとこれわかりづらい表現なってるんですね。
1:14:04	例えば、今のスター二つ、星印がありますよね。星2個で、
1:14:13	これ自体は今のご説明では何ヶ所配置であることもあると言ったんで誇示形としては、
1:14:20	周囲の上位分類の設備の配置の影響を、
1:14:25	受けるため設計変更ありとした。
1:14:29	何か設計変えたん。
1:14:32	という意味な意味ではない、ないんですか、実際変えてないんですよなんていうことで、
1:14:40	GNFイソベです
1:14:43	確かにですね
1:14:45	表現の仕方はわかりにくいかもしれませんので検討いたします
1:14:51	前回の面談で話がちょっと変わりますけど
1:14:56	数ユニットのところで今回申請した設備にはその衛藤ユニットの形状変更とか位置の変更ないんですけど、最終的に、
1:15:08	数入戸検討する相手方が今後の申請で
1:15:13	県民から変わるかもしれないので、そういうことも含めて、設計変化ありとしてますとかいうそういう物、ご説明をしたと思うんですけども、ここもですねちょっと似たようなところで、
1:15:25	上位波及の話なので申請してる設備とその周囲にある相手方の設備の関係を考えてるといういう意味で、
1:15:35	相手方が変わると変わるかもしれないというようなのも含めてちょっと書いたつもりなんですけども、わかりづらいかもしれませんので表現については検討いたします。
1:15:48	あ、規制庁のヨシムラです。そう。そうですねちょっと。
1:15:52	御説明のイトウは、半分ぐらい理解したんですけど。
1:15:56	ちょっとわかりづらいところがあるので、ちょっと検討していただけますか、ちょっとわかりやすい。
1:16:02	表現でですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:04	ちょっとそれ、検討をお願いいたしたいと思います。
1:16:08	麻生社長ですけど、いいですか。
1:16:13	どうぞ。
1:16:15	ちょっとやっぱり僕もよくわからなくて、
1:16:19	もう1回聞きたいんですけど、例えばリフターとかって2種類があって、
1:16:23	片方は星が2個ついて片方ついてないじゃないですか。
1:16:27	この違いって、
1:16:28	具体で言うと何が違うんですか。
1:16:31	はいGNPそうです
1:16:34	このリフターは、片一方はですね今回耐震補強のために、改造工事を行うんですけども一方は、
1:16:43	既設のままで衛藤の既設のままで工事が無いという違いがございます。
1:16:50	それで、ここの表はですね等、改造を行うものについては何らかの設備何らかの変更を加えるので、上位波及については、
1:17:01	新たに評価確認するという意味でありというふうにしています。もう一方の改造を行わない、変更なしの設備についても先ほど申しましたように、
1:17:14	相手方が変わる可能性があるということで、※二つをつけてありって書いてあると今はそういう整理になっています。以上です。
1:17:25	規制庁中間ですそうすると。
1:17:28	設計変更あるかないかにかかわらず、いずれにしろその周囲に置いてある上位のものが確定してないから、現時点でわかりませんということなんですかね。
1:17:47	ジェイエフイー蘇武です。
1:17:50	そうですね、わかりませんというわけではございませんで今の許可されている。
1:17:57	薄型とかから考えますと、上位波及の状況が変わる、変わるというふうには考えてございませんけども、
1:18:08	ちょっと下設工認としては全部終わっているわけではないのでということで、
1:18:15	検討は必要だというような意味も含めてありっていうふうに書いてあります。以上です。
1:18:29	これ要は提供があったそうな設備が現状まだ確定されてない確定されたわけではないという意味なんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:40	はいエヌ・ピー・シーの庄田野瀬さん。
1:18:43	はい。確定といいますかそうですね設工認、
1:18:49	全部出し切っているわけではございませんのでそういう意味で、すべて 周辺の設備の配置とかが、すべて
1:18:59	申請したわけでもないのという意味で、
1:19:03	よちよちっていうんすかね件検討の必要は、まだ残っているというような ニュアンスのつもりであります。以上です。
1:19:13	クレーンは何となく理科いい。
1:19:16	できる例えば腐敗フードなんてのは確定してるんじゃないんですか。逆 に言うと、状況は、
1:19:24	はいGNPそうですね実際問題としては確定してると思っておりますがそこはち よっと、何て言うんすかね。
1:19:31	ここについては一律にもう今の時点で、設計変更ありませんともう、上 位波及の評価についてはこれで決定ですというふうには、
1:19:43	書かないというふうな基本、そういう整理にしてあったので
1:19:48	すべてありというふうに整理しています。以上です。
1:19:54	なんか川変わり得るっていう意味合い、ちょっとニュアンスで受け取った んですけどそう。
1:19:59	状況によっては確定。
1:20:03	規制庁の赤間ですけど、現時点でまだ認可を受けてないっていうだけで すよね。多分ね、確定してるんだけども、
1:20:11	今の全体の計画からいうと、上位波及の考え、評価をカール変わらなけ ればいけないような変更は予定していませんけども、
1:20:20	まだ申請し切ったわけでもございませんのでということで、可能性がある というようなニュアンスのつもりでした。以上です。
1:20:30	規制庁中田ですけどそうすると複数ユニットと一緒に、何か現時点で、
1:20:36	共役への影響があるかないかってことは、判断判断はしにくいってこと ですね、しにくいっちゃうかできないっちゃうことですね。
1:20:44	認可が終わってないから、全部。
1:20:47	はい、JNES理屈から言うとそういうことになると思いますので、今の申 請、元今回、本申請においては、申請している、
1:20:58	設備の周囲にある設備は、人気認可の状態であるという前提で、
1:21:06	今の時点で調査9の影響はありませんというふうに書いているというこ とになるのでその辺は複数ユニットの時にご説明したのと似たような状 況かなと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:23	規制庁仲田ですけど私はわかりました。ありがとう。状況は理解しました。
1:21:31	要するに、その他は逆に言うとなすでに認可のはい。今回含めて認可の範囲だということですねこの三つだけが、
1:21:39	今、今おっしゃったような状態にあるということで理解しましたけど、
1:21:47	ちょっとこれ、その説明はわかりましたこれどうするかどうかってのちょっと検討させてもらいたいと思いますけど。
1:22:04	具体的にどうするかはこれからまた改めてこちらから指示するということでもよろしいんでしょうね、ちょっと仲野さんの絵のあれですけど。
1:22:11	はい。大丈夫です。はい。ご説明の内容は理解しました。はい。
1:22:16	はいそういうことです。はい。
1:22:18	で、
1:22:19	内海さんの方でいいですか。うん。
1:22:23	あ、規制庁です了解す。すいません。規制庁内海ですけど耐震関係ちょっと1点だけ確認なんですけど、
1:22:32	中身の話ですけど申請書6ページを見ていただくと、
1:22:40	交換施設の方でも日本製アンテナあと安全監シバのところの変更内容で、
1:22:47	耐震性向上のため部材を補強するってのと伝送機に無線を追加するってのがある、本提案。
1:22:57	これも単に記載の形の問題で190ページの申請者90ページの仕様表を見ると、改造、違う音等、変更内容上から6行目ぐらいのところに変更になってそれぞれ、
1:23:09	モリポット安全監シバで改造内容入った。
1:23:13	ハタケ%それぞれ、本当は耐震補強伝送付追加なんすけど、安全監視盤はこれ伝送系追加と、筐体の方針っていうんすけど、
1:23:23	これ一応確認で筐体の更新はこれ耐震補強に該当するんでしょこれもこれは別に単なる更新で、安全監シバについては耐震補強はないっていう、
1:23:34	考え方でよろしいですかそこら辺は、の考え方いかがでしょうか。
1:23:42	はいジェイエフイー機部です。ですね。
1:23:46	ちょっと結論から言いますとここの記載は、
1:23:50	ちょっとちょっと整合してない可能性があるんで、検討いたします。で、筐体といいましても、宇井真下といいますか、どこかのところかな規制の、いわゆる、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:03	パソコンラップみたいなやつなのでですね、補強というわけではないんですけども、今あるものから変更しますので、
1:24:15	その位置付けですねそれを少し整理して先ほどの6ページとかの変更内容には今これ書いてございませんけども、ちょっと適切な
1:24:26	表現は検討したいと思います。
1:24:29	中身からいうと今申しましたように、
1:24:33	抗体の更新っていうのはラップを入れ替えるんですけども、その時に今のこういう新規性の状況ですので、市販のラックといえども、耐震性の保証されてるといいますか、ちょっと
1:24:47	いわゆる耐震性、耐震ラップというんですかねそういうものを考えているということになります。以上です。
1:24:56	規制庁という了解です。ちょっと追加でお伺いしたいんですけど申請書申請書の202ページを見ていただくと先ほど話し合った図。
1:25:06	図面があるんですけど、今回の
1:25:10	交換時っていうのは、
1:25:13	側の交換時ってのは、アンカーボルトは打ち直す。
1:25:17	ですから、
1:25:20	はい、ジェイエフイー蘇武ですアンカーボルト打ち直しになります。
1:25:24	了解されました状況は了解ありがとうございますアノ移から以上です。
1:25:33	その他耐震関係で確認したい内容ございますでしょうか。
1:25:48	ちなみに衛藤アルミニウム建築構造設計基準等解説の件はまだ確認中でございます。
1:26:04	GNSSちょっと落ちください。はい。
1:26:12	GNFマキグチです途中で、
1:26:16	割り込んで申し訳ないんですけど先ほど、
1:26:18	内海さんからいただいたので委員会のご回答してよろしいでしょうか。はい。お願いいたします。お願いします。
1:26:27	事業許可の記載では、粉末司会風洞に監視システムの記載がないのに今回施工には監視システムを
1:26:39	次回以降ですけども申請するとなっているということのご質問と理解しました。
1:26:46	それから言いますと許可ではですね会社システムを不要と考えていたんですけども、大瀬工認で詳細検討したところ、やはり必要だと。
1:26:57	ということで、今回、入れることにいたしました。その理由でございますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:05	粉末視界フードというのは、輸送容器で運ばれてきた、押せ輸送容器の内沖をこの
1:27:16	フードに搬入して、中身を移しかえると、そういう
1:27:22	設備なんですけども、
1:27:24	当然輸送する側ではですね、移しかえるための一つの単位は、こちらで当然質量管理をしているということで、その制限。
1:27:37	内に入るように、ウラン重量を調整してきますので、
1:27:41	それをそのまま我々の設備に搬入した時には、医療管理を満足したものであるということで帳票関係でですね、それを十分確認できると。
1:27:52	ということで許可の段階では監視システムは不要であると考えていましたけども、
1:28:00	今回工認で詳細検討をし、しますとやはり、監視システム、他の設備との整合を考えますと、必要であると。
1:28:11	いうふうに考えて、今回、
1:28:15	許可では病棟していましたが、世古ミイではこういう安全機能が必要だということで受けております。
1:28:24	以上です。
1:28:27	規制庁ウツミ末岡猿といえ、ちなみに、念のためなんすけど、システムはもともとはこの粉末と視界フードにはなかった。
1:28:36	おそらく、
1:28:38	位置付けていないだけで、同等の指導、
1:28:46	J-POWER救急する。
1:28:48	よろしいでしょうか。
1:28:50	どうぞ。
1:28:57	管理システムとしての機能はなかったんですけども、
1:29:03	重量を測定して重量を確認していたと、そういう機能がありましたので、その機能を実態としては
1:29:12	その機能はあったんですけども今回公認で管制システムとして位置付けてるということでございます。
1:29:22	イセ充実位置付けの手続きをそういう監視システムとすることを今後申請するってことで了解されましてありがとうございます。
1:29:38	JEnergyヨシザキです。先ほどあるミイの件がわかりましたので、ご説明させていただいてよろしいでしょうか。
1:29:47	はい。お願いします。
1:29:49	申請書ですね、178 ページをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:56	対象の設備は先ほど申しました通りですね粉末移し変え風洞になります。
1:30:02	ここの 178 ページはですね、粉末移し替えフードの附属設備のですね、両方についての扇形のコンベアなんですけれども、このコンベアがですね増し、当然ながら市販のクローラークレーンを使っていますので、
1:30:17	こいつのですね、フレームがアルミニウム、アルミを使っていると、あれみたいになってるということ。
1:30:25	加えてその構成部材である、これ見ますがいろいろいるとか、近い 上、支柱とかですね、こういったものを一般的な工業ので使われるもの なので、軽量化のためにアルミが使われてるってことで、
1:30:40	一応その部分の共同一部、評価しておりますので、アルミの基準を掲載させていただいたという次第でございます。
1:30:54	178
1:30:57	ちょっと細かい点ちょっと今、ちょっと見落とす。ちょっとついていけない 部分、ちょっとあったんですけど基本的には、
1:31:05	強度評価、強度評価をする。
1:31:08	構造、構造部材の部分にアルミニウムを使っているということで、という 理解でよろしいですね。
1:31:16	そうですね主たる部分ではないんですけどもあるコンベアのフレーム がアルミ製だと、いうことで、
1:31:25	下の支えてる大型の部分はですね、
1:31:30	ホウライできておりますので、だから、部品表で言いますと、柱とかは りとかっていう表現をする分については、鋼材をSS400 相当のものを使 っていく。
1:31:42	そこに乗っかっているチハラのコンベアが、アルミが使われてるとい うと 今回
1:31:51	計算書の、
1:31:52	一覧表をつけてますよね 170。
1:31:56	すいません計算結果の一覧表があってその中の、
1:32:00	いわゆるブザーEの評価の結果の中にはそのアルミニウムの
1:32:07	共用、
1:32:08	許容値とかそういったものを使った。
1:32:11	ものは含まれてないという理解でいいですか。
1:32:15	そうですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:17	結果として、厳しいところってのが足元の構造材のフレームになりますので、そちらの結果が掲載されていると、ということになるかと思いません。
1:32:27	わかりました。ちょっといわゆる家計算の子結果だけ今回載せてもらって例えば、一番気は、柱梁の一番厳しいところだけ載せてもらってますよね。今回、
1:32:41	ただ、一番厳しくなくても評価の対象になった部分の強度部材でアルミニウムを使ってるのであれば、
1:32:52	ちょっとこれ、
1:32:53	何か資料で別にちょっとこの部分っていただきたいなと思うんですけど。
1:32:58	場所によっては、もし使ってれば、許容値とか書く欄がありますよね。
1:33:05	そこで
1:33:06	具体的にどういう規格のどこを運用してるのかっていうのをちょっとお願いするかもしれないので、まずちょっと適用してる部分についてちょっとわかるやつと、
1:33:17	その許容値として土井殿。
1:33:19	この規格のどこを使ったのかっていうのがちょっとわかるものを、ちょっとお示しいただければと思います。
1:33:30	はい。J-ヨシザキです。承知いたしました。ちょっと詳細については、調べまして、整理しておきます。
1:33:38	ちょっとそれ見て
1:33:41	ここ、今の申請書の中のアノニイツ理解するかしないかとちょっと判断しますので、
1:33:47	ちょっとそれだけまずお願いします。
1:33:51	はい、承知いたしました。
1:33:53	あれ、規制庁ナカノですけども。
1:33:56	今の吉村さんの指示は、
1:33:59	さんしょ出せっちゅうことですか。じゃなくて、どこのまず、まずね、どこの部材に使われてるのかという話と、
1:34:07	許容限界値を、何を使ったかっていう計算結果じゃなくて、
1:34:13	許容値をカミデ出せっちゅうことですか。そうですよ。うん。
1:34:18	なぜかっていうと
1:34:21	それは次回コメントに出してもらえるかどうかっていうのは、ちょっと示してもらって、それを今例えば基本設計方針書にも部材の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:33	伴うものについては許容限界値書いてもらえんなってるんですよ。
1:34:37	あそこに入れてもらうかどうかっていうのはちょっとそ、それが補計算結果に影響があるかないのかっていうのは、
1:34:45	判断してからちょっとコメントしたいなと思ってます。
1:34:49	ナカマですけど何か書面でいただくのであれば、うん。補足にまとめますので。はい。次回コメントする時に、うん。
1:34:58	ほそくうの資料消しますなのでその時の中に盛り込む形で、はい。今日事実確認だ形のつもりなんですけど。なるほど。わかりました。ちょっとその辺のさじかげんわかんなかったんで。
1:35:11	はい。はい。
1:35:13	なぜかってちょっとアルミニウムはいろんな部門部門でですね、使うときかなりみんな神経質になってるんで、
1:35:20	ちょっとちゃんとしたものをいただきたいというのが私の趣旨です。
1:35:39	私の方は特にはないです。はい。
1:35:44	はいそれでは
1:35:48	地盤地震関係は以上になりまして次。
1:35:53	野村さんの方からお願いします。はい。
1:35:55	はい。清城野宮村です。はタクシーとですねアオキからですね七条津波と八条外ベッショ竜巻に関して
1:36:06	質問させていただきます。まずですねとですね、530 ページ。
1:36:12	の(4)のモニタリングポストの評価のところですか。これはモニタリングポストがF版竜巻を受ける時の評価。
1:36:21	方針なんですけど、ここですね 12345 行目ですね。
1:36:26	その結果から、耐震評価と同様にSSKボルト及び部材の評価を行う。
1:36:33	とあるんですけど、
1:36:34	耐震評価と同様であれば、ボルトと部材と、
1:36:38	地盤、
1:36:39	の評価が必要だと思うんですけど、
1:36:42	何で地盤はないんですかねという、質問です。
1:36:53	GNF磯辺でございますけども、
1:36:58	ご質問の答えになってるからですが衛藤。
1:37:03	竜巻の評価ですので、
1:37:06	竜巻の、
1:37:09	竜巻荷重によって、モニタリングポスト等が倒壊しないというところの評価をやっていることになりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:21	その荷重をかけたときに、据付ボルトと部材が、
1:37:27	系応力に対してどうなっているかという評価を行いましたので、耐震評価と同様にと書いたのはこの絵とウエキボルトと部材の評価の、
1:37:38	やり方が、耐震のところと同じですという趣旨で書いております。
1:37:45	以上になりますけども、
1:37:48	規制庁ノムラですけど、モニタリングポストの絵が、200 ページか。
1:37:55	にあるんですけど、ちょっと数字は言えないんですけど、
1:37:59	幅広くて背が高くて、しかもこれドンガラに近いんですから非常に軽いつていうことですよ。そうすると、感覚的には、地震よりも、風荷重の方がクリティカルになるのかなというふうに、
1:38:13	感じるんですね。
1:38:15	地震、その基礎をちゃんと評価して、あまり余裕がある数字じゃないんですけど、そうすると風だと。
1:38:23	まずいんじゃないと。
1:38:24	高齢、この図から想像するに、この躯体というか、
1:38:31	モニタリングポストと、基礎はもう一体で動いて、剛体モードのような動きして、地盤ばねによってこう動くってというか診療するっていうか、
1:38:41	そういう動きをするっていうふうに推測するんですけどそうすると一番効くのは、きっと一番真っ先にやられる場所というのは、地盤じゃないかなと思うんですよ。
1:38:52	本図から見ると、
1:38:54	でも地盤はあえて評価しないで、
1:38:57	躯体が風で抱え込まれるとちょっと思えないんですけど、アンカーボルトって、こんなにウツテやったらもう、
1:39:05	大丈夫でしょうと。
1:39:07	どう考えても、このちっちゃい、
1:39:10	ちっちゃいって言うてるのかな。
1:39:12	基礎杭もない基礎じゃないんですかねと思うんですけど、これは竜巻でこの基礎、基礎ごとひっくり返るってことは、
1:39:20	ないっていうふうに、
1:39:23	いえるってことですかね。
1:39:35	はい。GNP蘇武です今年度の趣旨はわかりました
1:39:43	他人事引き抜かれるかどうかっていう評価ということですね。鳥栖それ一はですね、
1:39:49	今、いや、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:52	ないかもしれないので確認いたしますで今の時点でそういうことが問題ないという確認を取った上で、今の記載になっているということではございませんので下記次をいたします。
1:40:07	以上です。それは。はい、わかりました。お願いします。
1:40:12	規制庁野村ですが、
1:40:14	次っていいですか磯辺さん。
1:40:17	はい、どうぞ。
1:40:19	あいつ規制庁野村です。次ですけど、えっとですね、535 ページ。
1:40:25	F3 竜巻の話ですね今度、
1:40:29	えーとですね、(1)でですね、3 行目で、竜巻が襲来する恐れのある場合にはソフト対策として、退避する。
1:40:41	ていうこと。
1:40:42	書いてあるんですけど、これは、F3 竜巻が来るとき、
1:40:48	に限定してってということですかね。
1:41:03	私の懸念はその竜巻注意報とかで不安とかF3 というのはわからないんじゃないんですかっていうことなんですけど。
1:41:10	はいジェイエフイー蘇武ですですね。今、手順で定めている、竜巻時のこういう退避の手順は、
1:41:22	ご指摘の通り、F1 とかF3 とかが予防して、違法があるわけではございませんので、竜巻注意報とかそういうものに、がある条件になったら
1:41:35	作業を停止するとか、退避するとかそういう手順にしておりますのでF1 房という、
1:41:42	ぐれ。
1:41:43	グレードに応じた手順にはなっていませんで、
1:41:49	ここに書いてある、
1:41:51	のはですね、評価上、共同建物の共同評価上、F1 の竜巻に対しては周囲に飛来物のホームネットを張るという条件で、
1:42:04	D搬送炉は強度を保つんですけども、F3 の場合は強度上も厳しいという違いがあるので、そういうことを書いておりますが実際の手順は区別していません。以上です。
1:42:18	規制庁野村です外間は保安規定にきちんと反映されるということ、ということで理解しました。
1:42:24	はい。私からは以上で青木さんお願いします。はい。
1:42:29	木内アオキです。ちょっと、
1:42:31	まずなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:33	このヒアリング 16 時まで、
1:42:36	ご相談させてもらったと思いますけど 16 時を超えても大丈夫でしょうか。
1:42:44	全然コバヤシですけども。はい。問題ありません。わかりました。では続けさせていただきます。津波関係でちょっと確認させていただきますして許可の内容の一応確認っていう感じになってしまうんですけども、
1:42:58	事業許可で選定した保守性を見込んだ西側モデルの津波で、海拔 3.5 メートル。
1:43:05	浸水しないことを評価していてさらに、そこからプラス 1 メートルの浸水深での波力、衝突力を評価しさらなる安全性を考慮した、プラス 5 メートル。
1:43:18	の津波で評価してるっていうことですよ。
1:43:23	まずそこちょっと。はい。JNES 麻生です衛藤元。
1:43:29	当評価の対象にしてる津波の条件とか許可のときと同じです。以上です。
1:43:35	そこでちょっと確認なんですけど、海拔 3.5 メートルプラス 1 メートルのこの 1 メートルのところなんですけれども、プラス 1 メートルする理由っていうのは許可の、
1:43:46	津波保守性を見込んだ津波の評価の際に、地盤の変位ということで 1 メートルの地盤沈下を想定しているからこのプラス 1 メートルした津波、
1:43:57	波力と衝突力を評価してるっていうことで認識合ってますでしょうか。
1:44:11	GNF イソベですすみませんちょっと今、すぐにご回答できないので許可をみんなを待つ。
1:44:19	必要がありますすみません。わかりました。
1:44:22	そこは
1:44:23	単なる事実確認なので後程でも構いませんので、
1:44:27	次行かしていただきますモニタリングポスト等に関する津波の評価なんですけど流出とか破損することを前提に評価されてますけど、基準上では安全性、
1:44:39	安全性が損なわれる恐れがないものでなければならないとなっているものの、この破損流出っていうのはどういう前提で県、何か評価されたものになっているのかというのをご説明いただけますでしょうか。
1:44:54	はい。少々お待ちください。はい。すみません。
1:45:48	少々お待ちください。衛藤。
1:45:51	あのですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:53	今ちょっと蘇生者のところは、
1:45:55	あるかちょっと見つからないですかのミイについてはですね
1:46:01	ロッカーの基準規則の解釈にですね。はい。
1:46:19	そうですね。
1:46:24	許可の基準規則の解釈に
1:46:30	ほな、津波による安全機能を損なう恐れがあることとは、遡上班による安全機能への影響を評価して、施設の一部の機能が損なわれることがあっても加工施設全体としては、
1:46:42	臨界防止閉じ込め等の機能が確保されることを確認することを言うという、説明がございまして、これに基づいてですねモニタリングポストの場合は万一、
1:46:55	機能を失っても、核燃料物質を
1:47:02	保存村長を内包している建物に影響がないことと、他に、
1:47:07	測定手段があること等をもってそれでよしとしますという説明をですね、申請書のどこかに書い。
1:47:15	やるんですけども、今すいませんすぐわからなくてまず趣旨としてはそういう趣旨で、モニタリングポストの流出とかを想定しているということになっております。以上です。
1:47:26	はい、わかりました。ちょっとそれに重ねての確認ですけどもモニタリングポストが流れれば大体測定はソフト規制の方で対応するっていう、
1:47:36	流れになるんですよおそらく。
1:47:40	はい。その通りでございます。はい。わかりました。
1:47:43	さらに質問っていう観点でいうと、申請書の366ページの星取表という、いわゆる保守料の
1:47:54	ところのモニタリングポストの津波評価が、
1:47:59	黒丸になってるのは、
1:48:04	その破損とか流出とか、
1:48:07	あと安全性っていう観点でっていうご説明を踏まえて、
1:48:13	どういう。
1:48:14	理解で黒丸にしてるのかということもちょっと気になるんですけども、ご説明いただけますでしょうか。
1:48:25	はい。DNPイソベです後まず、
1:48:30	モニタリングポスト等の、この本体につきましては、今回、耐震、補強という観点で、
1:48:37	フレーム

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:39	アノ局舎のフレームの補強とかを行っております、そういうことで衛藤。
1:48:45	本体の共同所共同は工事によって変更がございました、ございます。で、それに対して、津波荷重がどうかという検討を行いましたので、
1:48:59	このお1人のマークとしては、設計変更を、工事を行った部分に対しての評価になりますので黒丸というような整理しております。
1:49:10	以上です。
1:49:12	わかります。
1:49:13	改造を行ったものの、
1:49:16	流れますっていう。
1:49:19	ことなんですかね。
1:49:21	そうですね衛藤。
1:49:24	改良を行った状態に対しても、何か上に打ち勝つという結果ではございませんけど先ほど申しましたように、加工施設全体としての安全性が確認できるでよしというような説明になっています。以上です。はい、わかりました。
1:49:44	衛藤。
1:49:46	次の質問ですけれども衛藤。
1:49:50	許可と申請書で同じような評価ということでますちゃあ変わりますということで許可に書いてありますけれども、許可での
1:49:59	保有水平耐力と、津波荷重ですね具体的に、許可で言うと327ページ。
1:50:07	の、
1:50:11	比嘉ですね当間12ぐらい。
1:50:14	所。
1:50:16	設工認の、
1:50:18	524ページですね。
1:50:20	1桁近く、
1:50:23	評価値が変わっているので変わりますと言いつつかなり変わっているので、
1:50:30	どのようなことが影響して、このぐらいの数字が変わってるのかっていうのをちょっと確認したいなと思ってるんですけども。
1:50:41	もし確認に時間がかかるようであれば次回のヒアリングの時にちょっと確認させてもらおうかなと思うのですが、いかがでしょうか。
1:51:01	GNFイソベすみません、ちょっと確認を。
1:51:05	改めてさせていただきます。わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:09	では、また、次回のときに、この辺確認させていただき質問させていただきますので、
1:51:17	津波関係と竜巻関係は以上になりますが、規制庁側から他に重ねて質問ありますでしょうか。
1:51:32	ないようですので、次、内海さんの方からお願いします。
2:02:16	えと規制庁アオキでございます。10分経ちましたので開始させていただきますのでよろしいでしょうか。
2:02:25	はい。電力制問題ありません。はい、わかりました。
2:02:32	規制庁側もオノ問題なければ、
2:02:37	ウツミさんのところからスタートさせていただければと思います。お願いします。
2:02:46	すいません。規制庁内海ですそれじゃあ、私の方から、
2:02:51	苦情基準方針に謀臣ところで、1点だけ確認させていただきます
2:02:58	いろんなどこ記載ありますけど62ページとかあの仕様表にある、
2:03:04	方針に謀臣となる施設運転制御系システム。
2:03:09	ていうの2についてちょっと概要を説明いただければと思いますよろしくお願いします。
2:03:24	J-ヨシザキです。
2:03:26	これ、大体いろんな設備を同じような記載をしておりますけれども、
2:03:32	コンピューターとかですね、シーケンサーと言われる、電気の制御システムを伴っている設備、
2:03:43	大きくくりで表現したもので、
2:03:49	これらの設備を動作をつかさどる、委員会防止とかいろいろ安全機能に関わる場所もあるんですけれども、そういったシステムについては、外部から直接アクセスできないような、
2:04:03	状態にしているという、
2:04:06	説明でございます。
2:04:14	説明する4日五つ。
2:04:16	ちなみに、
2:04:19	今回の申請対象設備でも、
2:04:23	ているものとしてはし、
2:04:26	資料は書いてるもん方がそうですけどざっくりリストでいうと409ページの
2:04:33	方針添付3シールの方針で謀臣ところにいられされてる設備、
2:04:38	のみ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:39	を施設運転請求システムに繋がってるっていう。
2:04:45	あとでよろしいですねやっぱりちょっと念のため確認ですけど。
2:04:51	はい。J-ヨシザキです。おっしゃる通りで間違いありません。
2:04:57	規制庁、梅津涼花様でございます。私から以上です。
2:05:03	はい、規制庁アオキでございます衛藤今野ウツミからの、
2:05:07	質問に重ね重ねるところでございますけれども
2:05:11	技術基準規則の第9条不法侵入に関しては、
2:05:19	新しく基準が、
2:05:21	入っているということで、
2:05:25	9社も366ページの申請書の366ページのところ、グレーHatchかかっております。
2:05:33	してその前提の上で409ページで対象。
2:05:38	設備ですね、が
2:05:42	クレーンとかコンベアとかモニタリングポストとか、その辺がリストアップされてますけれどもこの設備に対する適合性の説明というのは、
2:05:52	必要ないのでしょうかちょっとその点、確認させていただきたいんですけども。
2:06:19	屋根ヨシザキです。これらについてはですね409ページの結びにも書いてあります通りですね、瀬、
2:06:27	別公認という世界ではなくて保安規定に基づいて、管理するという整理をさせていただいてます。
2:06:45	中長期でございます等はわかりました考え方はわかりました。
2:06:54	技術基準規則で求められていて変わってる基準が新しく追加されてることは認識しつつも、
2:07:02	後段の方で手当しますということで、
2:07:05	担保するということですね。わかりました。
2:07:11	規制庁側で江藤球場関係、不法侵入関係で何か追加で確認ありますでしょうか。
2:07:31	ないようですので次に行きまして火災溢水関係についてちょっと確認させていただきます。
2:07:38	続きまして私の方から質問させていただきますが、
2:07:44	申請書の133ページ。
2:07:49	2、
2:07:52	D搬送炉の防火区画がありますけれどもこれ事実確認ということで、
2:08:00	ハセン

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:01	不凍太い破線で、防火区画が、
2:08:07	示されていますけれども、第 2 加工棟、
2:08:11	第 2 貯蔵棟の方が、閉じてない形になってますがこれは
2:08:16	あそこまで、そこまでという言い方があるんですけど、搬送と第 2 加工棟の
2:08:21	サカイが、
2:08:22	までと。
2:08:26	B版総論と第 2 貯蔵棟。
2:08:28	の境界まで。
2:08:30	が防火区画という認識で問題ないでしょうか。
2:08:42	ジェイエフイー機部でございます。とですね。
2:08:46	この 133 ページの図の破線の位置が高価格境界だっというのは、これは、これはこれで、この認識でありまして、
2:08:56	もう一つですね、123 ページをご覧くださいと、このちょっと片側だけですけれども、リハーサルに接続している第 2 貯蔵棟の、
2:09:08	防火区画の境界の同じような絵になっておりましてこの右側の 2 階の部分ですねここに、D搬送との接続部が図示されていますので、
2:09:20	先ほどの
2:09:23	接続してる建物との境界部ですけども、この絵のように、接続部分については相手の建物ですねここでいうと第 2 貯蔵棟側に境界ラインを引いているというような図示。
2:09:37	になってます具体的にはここに防火シャッターとか扉があるんですけども、その扉はD搬送ルールではなくてその相手方の建物に、
2:09:48	引っ付いてるとするかそちらの設備に設備といいますかその扉になっておりますのでそういう図示になっています。
2:09:56	以上です。
2:09:59	消えちゃうわけでございます。わかりました。第 2 加工棟側も同じような認識ってことですよね。
2:10:06	はい事務局イソベその通りです第 2 加工棟は今回申請じゃないので書いてないですけども同じように、境界部には扉シャッターがあつてそちらは、第 2 加工棟。
2:10:18	についてのシャッターになっています。以上です。はい、わかりました。
2:10:24	同じような質問なんですけれども事業許可の 361 ページにですね、ちょっと読み上げますけれども、各階をつなぐリフター等の縦穴は一つの防火区画、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:36	とするという記載があるんですけども、ここのリフターAとD搬送の中に、ふたがついてると思いますけれどもここは、
2:10:45	許可で述べている。
2:10:48	一つの防火区画の例外。
2:10:52	そしてリハーサル前。
2:10:54	日搬送ろう、
2:10:56	全体で一つの防火区画、
2:10:58	という理解で、
2:11:00	良いでしょうか。
2:11:03	はいGNF磯ですご理解の通りでBはソウルの防火区画の考え方としてはこの図示の通りで%ソウノナカが、
2:11:13	ライン、
2:11:14	ですんで、
2:11:15	例外といいますとリフターがあるんですけども、
2:11:31	ちょっと正確かどうかは正確ではなかったら後日追加でご説明しますが、この違反走路を外形図とかご覧になっていただいていると思いますけども、
2:11:43	何て言うんですかね普通の二階建ての建物ではなくてアノよ用オオハシに接続している建物の1階と二階を結ぶために、クランク状の
2:11:55	形状しておりますので明確に堅穴区画があるというわけでもないのこの構成になっていると思っておりますけども、
2:12:06	解釈等々について追加があればちょっと後日ご説明させていただきたいと思います。以上です。
2:12:13	はい、ありがとうございます。
2:12:18	続けて火災関係で確認ですけども今回第2貯蔵棟、
2:12:25	耐力壁と、あと周知壁ですね、追加工事が行われるところについてなんですけれども、
2:12:33	防火区画に貫通部が生じるような工事ではないという理解で、一応念のための確認ってことなんですけども、理解してよろしいでしょうか。
2:12:43	はいGNP特別ご理解の通りで、下新たな貫通部とかあります、発生しません。以上です。はい、わかりました
2:12:54	また火災について確認ですけどもす。
2:12:59	先日II
2:13:00	議長のスズキの方から話が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:06	技術基準規則でごめんなさい 306、申請書の 366 ページを開いていただいて、
2:13:14	ここで基準が変わったところ、
2:13:16	ニワグレーHatchが示されて、
2:13:22	いますけれども、
2:13:24	葛西の
2:13:27	第 3 項、
2:13:32	に関しては基準が変わっているという認識。
2:13:35	をしているんですけれども、ここグレーハッチがかかってない理由ってのは何かあるのでしょうか。
2:14:00	そうですね。JNCコバヤシですけれども、11 条 3 項に関しましては旧基準においてもですね、不燃難燃の
2:14:11	基準というのは設けられているということで、
2:14:15	これまではですね、旧基準との変更等はないというふうに考えておりましたけれども、先日お話があったように、等価火災時間の影響評価、
2:14:27	話はですねおっしゃる通り、追加で評価が、
2:14:30	必要な評価というか要求が追加された点だというふうに改めて認識しましたので、この点についてもですね、ちょっと検討してですねハッチング等かけるかどうかというのはちょっと勉強していきたいと思います。
2:14:50	規制庁大木です分不燃難燃のところに関してもですね等、主語が変わってまして主語とかあと爆発の記載が追加されたりしております、
2:15:01	枠が広がってルー、具体的に言いますと安全上重要な施設はというところが、安全機能を有する施設はという形で枠が広がっております対象が広がっているという認識でありますので、その辺もちょっと確認していただいて、
2:15:18	必要な見直しとか、検討いただければと思います。
2:15:25	根岸小針です。ご指導ありがとうございます。併せて検討させていただきます。はい。よろしくお願いいたします。
2:15:32	その他、火災、溢水関係で何か確認、規制庁側からありますでしょうか。
2:15:51	すいません私の方私が質問しておきながら私からちょっと確認させてもらいたいですけども、
2:15:58	366 ページの不燃難燃に関して、
2:16:07	大体が黒ルーで改造工事で不燃性をの難燃性のものに変えるということをしていると思うんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:17	一部単なる白丸となっているところというのは、
2:16:22	もうすでに不燃難燃性のものになっているという理解なんです。
2:16:26	評価。
2:16:31	はいGNPイソベです。
2:16:34	ご理解の通りなんですけども、ここの黒丸っていうのは、可燃性の分部分があったのでそれを不燃難燃材に変えるために床、
2:16:48	年々の要求を満たす見返してないところがあるので未課すために変えたというように、いうところは今回の場合はなくてですね、耐震補強とか別の目的で、工事をするんですけども、そこに用いる部材が、
2:17:04	不燃難燃材であるというところで控除した部分については、黒丸、控除した設備については黒丸で、白丸のものは工事がなくてもともと主要な構造部材が、
2:17:17	不燃難燃材であるのでそのまま白丸と、そういうふうにしております。
2:17:22	以上です。
2:17:23	木内アオキです黒丸の意図を理解しました。
2:17:30	はい。
2:17:31	ありがとうございます。
2:17:33	市長側から確認したいこと、他にありませんでしょうか。
2:17:44	ないようであれば、続けて内海さんの方から、
2:17:49	確認をお願いします。
2:17:53	規制庁済みです私の方から、十四条の安全機能のところについて1点だけ確認させていただきます。
2:18:02	申請書の368ページ、2を見ていただくと今回の設計番号の
2:18:09	設計仕様の中身は至って共用施設の件について、14条第4項については一番下のページに書いてあります。
2:18:18	ありまして、ちょっと念のための確認ですけど、今回GNF-Jの新基準対応設備の共用、
2:18:26	条文が引っかかってくるものは、
2:18:29	非常用電源関連と排気イセ説ということなんですけども、
2:18:35	具体的に今何かリストで、
2:18:39	どれとどれとどれが引っかかりますよっていうのはわかったりしますでしょうか。
2:19:12	GNPイソベです
2:19:14	リストは作ってございませんけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:20	当社の加工施設で使用施設とかそういうものと共用しているのはここに書いてある通り、廃棄物の廃棄施設、
2:19:29	というふうに今考えています。
2:19:32	それと、常用電源設備、
2:19:34	はい。
2:19:36	規制庁が将来的にというか、夏休みが終わった後にまた何か資料をお願いする時に具体的な皆さんの方で今回の設計番号を各設備付けていただいたもので、No.どれが今後、
2:19:51	共用が該当しますよみたいのを、ちょっと1枚ものでまとめてもらうことをちょっとお願いしようと思ったので何々何番の設備が該当するんだっていうのを確認していただければと思います。
2:20:05	ありますか。承知いたしました。はい。お願いします。ソネのためですけど、今回の廃業保管場は無関係ということでよろしいですか。
2:20:17	共用の関係においては、
2:20:49	少々お待ちください。
2:21:20	JFイソベスお待たせしましたえと。
2:21:23	ちょっとここ、今回申請の配布看板、
2:21:26	については、少し検討させていただきたいと思います。以上です。
2:21:32	規制庁さんの了解でわかりました。
2:21:35	あとこれも今は別に答え聞いてなくていいんですけど
2:21:39	十四条の要求というか仕様表上の
2:21:46	適合の方針で、例えば
2:21:50	17 ページ。
2:21:52	この申請書 17 ページとかに
2:21:56	すべての環境条件、
2:21:58	想定される環境条件に耐えるようにしますっていうのがありますが何かこれで現状通常時及びリビア席順事故時に想定される環境条件ってありますけど、具体的に何か、
2:22:10	どういったものを想定するとか、何か想定があればですね今後作成いただく資料に、ちょっと回答いただきたいと思ってるんで、
2:22:19	もうちょっと考えといていただければと思いますのでよろしくお願ひします。
2:22:25	はい。GNP1 冊です承知いたしましたで今のところ、すでにご覧いただいているかと思いますが、
2:22:34	通常時及び設計基準事故時の説明としては、申請書の 432 ページ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:41	から 433 ページにかけてですね、通常時は通常時として、設計基準事故時っていうのは許可、当社の 7、許可申請書の中で、
2:22:52	こういう条件が設計基準事故です。
2:22:55	こういう想定が、四つ、
2:22:58	ありますので
2:23:00	それぞれについては、
2:23:02	書いてあるというのが現状でございますけども今の、
2:23:06	コメントはあれですかね。
2:23:09	もう少しと詳細にとかそういうことになるということですかね。
2:23:15	規制庁麻生ですね何か例えば底流的難度とかどれぐらいの人とか何かそういうのがもし書けるのであれば、ちょっと書いて欲しいなぐらいなのでなければ別にこの記載の、
2:23:25	どこまでを想定設計想定してますからそれはそれで全然問題ないので、何かあればちょっと書き入れておいていただければというところになります。
2:23:36	GNFイソペです承知いたしましたがる今のところいろんなこういう設計評価する場合にも、想定してる温度とか圧力とかいう、
2:23:47	あまり定量的なところは、
2:23:50	ないというのが現状でございますけども、検討はいたします。以上です。
2:23:56	よろしく申し上げます。私からは以上ですけど、軽重が何か 14 条関連ありますでしょうか。
2:24:14	大丈夫ですか。越智オオバは大丈夫ですよ。
2:24:17	はい。特にございません。
2:24:20	わかりました規制庁ツツミすでは続けて、16 条の搬送設備とか十四条貯蔵とか 16 時半設備の方をちょっと、
2:24:29	質疑を、
2:24:31	聞きたいと思います。
2:24:33	で、16 条関連ですけども、申請、申請書No19、
2:24:41	19 ページを見ていただいたときに、
2:24:45	これは松葉大社ですけども、
2:24:48	搬送スルーというか使用する粉末缶の中身として申請者の一番上の一般資料の一番サノところに、
2:24:58	5 時間 3 時間とか、間が、
2:25:01	書いてあるんですけども、5 年のタナカ店ですけども、これらの既認可の市瀬古駅民間の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:09	粉末缶ペレット間っていうのは、最大そん水上入れた状態では最大重量というのは約■■■■キロっていう、
2:25:17	理解でよろしいですか。
2:25:44	はい。JFヨシザキです。お待たせしました。
2:25:48	10、18 ページに、間に入るバッチ限度量という表が一番上にございますけれども、
2:25:55	ご覧のように、一番多いものですね、多いもので■■■■キロっていうのは、すいません。失礼いたしました。一番多い物の重量がありまして、
2:26:08	それに、菅野も嵯峨数キロ、非常にその方をオクないですけどありまして、概ね■■■■
2:26:19	それぐらいの補佐になる。
2:26:23	こういうは難しいと。はい。
2:26:46	あともう1個関連なんですけど19ページの仕様表には5時間とか3時間使えますって書いてあって一方で
2:26:56	似たような設備79ページの
2:26:59	コンベアの方でも搬送する、菅野。
2:27:05	重さが書いてあってペレットパンと粉末缶が、
2:27:09	ここでは最大約■■■■キロって記載が、
2:27:13	ある一方で、さっきの19ページの仕様書だと、
2:27:16	そこら辺の最大量はある記載ないんですけど、何かこの記載の差っていうのは何か考えがあって、
2:27:22	あった方は、その間を株価を入れた。
2:27:26	両書いていて、もう片方は特に書いてないとか何かそこら辺の考え方、記載の考え方があったりするんでしょうか。
2:27:55	家のヨシザキです。
2:27:59	工務部でまず79ページのコンビその他の性能のときに、
2:28:06	最大でも約
2:28:08	■■■■キロですか。
2:28:10	記載があるのと同じように、
2:28:13	粉末缶台車におきましてですね、19ページになりますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:18	やはり、その他の性能のところ書きっぷりは違いますけど、
2:28:23	大体ページのナガタですね最大■■■■キロという表現がありますので、
2:28:29	一応同じような、共通のことが書かれているのかなというふうに、
2:28:34	認識しています。
2:29:04	私から以上で鈴木さんお願いします。
2:29:07	はい。規制庁、鈴木です。
2:29:10	先ほどの 79 ページの方の、その他の生のところも、
2:29:15	マスキング対象だと思いますので、
2:29:18	ちょっとまた、
2:29:20	確認いただければと思います。
2:29:25	ていうか副主査規制庁ウツミフクダ 79 ページと 19 ページ両方とも関連部分をまず聞きします。よろしくをお願いします。
2:29:38	規制庁のスズキです 60 ページですね申請書。
2:29:44	搬送設備のところ、
2:29:48	等、十分な搬送能力を有している。
2:29:52	てあるんですけども、
2:29:54	16 ポツ 1 の節 1 ですね。
2:29:58	これは前のページの、
2:30:00	その他の性能ここマスキングですけども、
2:30:08	このような使用、
2:30:11	ここに書いてある仕様が示されてるっていう理解で、っていうのはこれ、この仕様がこういう仕様だから
2:30:18	十分な搬送能力を有してるっていう理解で良いんでしょうか。
2:30:24	はい。JNESの須崎です。ご理解の通りです。計画の荷重に対して、搬送するものが、それよりも下回った軽いものだというので、
2:30:36	十分搬送できるという、
2:30:39	御説明でございます。
2:30:42	失礼しますスズキです。はい。
2:30:44	ありがとうございます。わかりました。あと、
2:30:48	その他の搬送設備についても確認したいんですけども、
2:30:53	例えば 61 ページです。
2:31:00	容器貯蔵コンベアの
2:31:02	方なんですけども、ここマスコミですから、
2:31:06	搬送能力は最大〇〇キロ。
2:31:09	であると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:11	ですけども、これ、
2:31:12	衛藤。
2:31:16	このように一つ当たりの重量が〇〇キロまで運べるっていう理解ですか。ここ、この搬送能力ってどのようなことを言ってるんですけど。
2:31:42	はい。JNNヨシザキです。この容器貯蔵コンベアにおいて搬送能力というのはですね、仕様表のP61 ページのその他の性能の
2:31:54	欄の一番下にありますように、
2:31:57	最大〇〇キロ。
2:32:00	とありますけれども、
2:32:04	これ、容器の大本さんに対してですね、十分
2:32:11	搬送する。
2:32:13	ゴコウ力が、
2:32:15	今、
2:32:17	〇〇キロということで、容器よりも搬送能力が大きいということで、
2:32:24	十分な能力を有していると、いうふうに考えております。
2:32:31	すいません、規制庁さん、同じく聞いてしまうんですけども、
2:32:35	この貯蔵物が容器あると思うんですけども、
2:32:39	これ容器一つ当たりってことですかそれとも、
2:32:44	トーマルマツチろっていうのは、
2:32:49	衛藤。
2:32:51	容器何個分とかってあるんですか。
2:32:56	容器 1 個相当のところの面積において、
2:33:02	ここに表示されている重さを答えるだけの、
2:33:08	コンベアになってると。
2:33:09	ということでございます。
2:33:16	ですので、長ければ 1 台当たりということでありまして、1 個乗るものであれば、この表示の多さですし、10 個並ぶものに関してはこの 10、10 倍だけ。
2:33:28	オク、
2:33:30	世界できると。
2:33:32	というような理解をしていただければよろしいかと思えます。
2:33:37	わかりました。規制庁鈴木です。
2:33:39	理解しました。
2:33:41	あと、
2:33:43	71 ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:45	リフターについてなんですけども、
2:33:49	こちらの搬送能力については
2:33:55	最大、
2:33:57	何とか
2:33:59	容器搬送とかって書いてあると思いますけども、
2:34:03	こういう
2:34:08	容器の記載があるものかないものとかですね、9例は記載がないんですけども、
2:34:17	記載があるものないものの違いは何かっていうこととあと9例は [REDACTED] [REDACTED] 運ぶっていうことでよろしいですか、容器を。
2:34:28	2点ちょっと教えていただければと思います。
2:34:37	はい。GNPをした時です。
2:34:39	クレーンの方から申しますと、定格荷重が〇トンということになりますので、
2:34:48	オオバの輸送容器に関しては、
2:34:52	[REDACTED] になります。
2:35:01	天然ウラン用の粉末輸送容器とか、ウラン貯蔵容器に関しては、今日の10番にもご説明がありましたけれども、
2:35:10	[REDACTED] に搬送するということがございまして、
2:35:18	その時にでも、ほう素今表示されているところの、
2:35:23	[REDACTED]
2:35:29	重さになりますので、
2:35:31	計画荷重に対して十分に下回っていると。だからちょっと表、その容器が難航、それぞれ、
2:35:39	最大オクアノ運ぶのというのはちょっと仕様表からは、読み取りない。
2:35:45	状況ではございますけれども、
2:35:48	定格荷重を考えて、
2:35:50	なお、
2:35:51	オク物によっては一つ、
2:35:53	島オクさんだけ、大瀬だけではなくてですね大木さんも、関係するんですよね。軽くても、大柄なものだと、人間が
2:36:04	サポートしながら運ぶときに、
2:36:06	なかなか安全に運べないというような観点も踏まえまして、
2:36:11	一応機だったり、複数行ったりする場合は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:17	そういった考え方のもとですね、71 ページのリフターにおいてはですね、
2:36:24	もともと
2:36:26	このリフターが
2:36:28	アノに冠を就労するだけの
2:36:33	面積というかですね、容積を持ったRicker波で、
2:36:38	自動で流れる、自動倉庫の一部になってございまして、
2:36:46	最大、
2:36:50	搬送する場合がありますと、いうことを明示しています。
2:36:55	重さについては、先ほど申しました通り、
2:36:59	もう押しかけアノ。
2:37:01	ぐらいの方法なので、
2:37:06	ここに書いてあります最大の搬送能力に対して、ミアオキですと、十分に余裕があると、いうことで、
2:37:15	搬送能力としては十分な
2:37:18	能力を有していると、いうふうに考えております。
2:37:25	以上です。
2:37:27	規制庁の鈴木です。はい。
2:37:30	わかりました。
2:37:32	ちなみに
2:37:34	数の用地を、
2:37:37	運んでも別に臨界上問題ないっていうことでしょうか。
2:37:45	はい。GNF牧口です。例えばウラン貯蔵いうキーを で運ぶことはあるんですけども、
2:37:56	ウラン貯蔵容器の
2:37:59	仕様表。
2:38:01	57 ページになりますけども、
2:38:10	よろしいでしょうか。はい。その臨界防止のところで、容器の配列として、
2:38:17	名前とマスキングされてますけど、
2:38:22	
2:38:24	、臨界上問題ないと。
2:38:30	書いてありますので、 ですねそういう搬送でも問題ありません。以上です。
2:38:39	規制庁角です。はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:42	ありがとうございました。
2:38:54	搬送貯蔵関係で何か規制庁側から確認、追加でありますでしょうか。
2:39:00	規制庁仲野です。はい。
2:39:02	さっきの
2:39:04	本目アノ。
2:39:07	ジュース重量の件がよくわかんなかったんですけど、
2:39:12	この
2:39:13	最大、
2:39:14	搬送能力の重量っていうのは、
2:39:18	容器一つ当たりの面積とかいう説明だったけど、ちょっとよくわかんなかったんですけどもう1回教えてもらっていいですか。
2:39:25	はい。JFヨシザキです。
2:39:29	ここの緑色コンベアとかですね、附属設備の搬送コンベア共通なんですけれども、ローラー場のコンベアの決議でございます。
2:39:41	ローラー場のコンベアの設備の能力といいますか耐荷重というのはですねローラー1本当たり何キロまで耐えられるようと。
2:39:52	いうことが、規格で決まっております、
2:39:55	今回、
2:39:57	とする対象物というのが、 XXXXXXXXXX ということで、 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX のものになりますけれども、
2:40:07	これがクローラー。
2:40:09	何本分に乗るといのが、すぐ工場決まってくるので、
2:40:14	その時に、
2:40:16	例えば1本のローラーで XXXXXXXXXX 耐えられるとすれば、
2:40:21	XXXXXXXXXX になるとかですね、そういった計算で、ここでは麻生能力を示させていただいてます。
2:40:33	だから、もう一度繰り返しますと、
2:40:36	ドラム缶1項、
2:40:38	他、乗るローラーの本数分が耐えられる、
2:40:45	そう荷重とする、ということになります。
2:40:51	仲間です。わかりました。ありがとうございます。
2:41:00	その他規制庁側からありますでしょうか。
2:41:08	ないようですのでノムラさん、スズキお願いいたします
2:41:12	はい。規制庁野村です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:14	私からは、私と青木から警報設備放射線管理施設と非常用電源についてコメントいたします。
2:41:23	まずですね 190 ページのモニタリングポストの仕様表。
2:41:27	ですが、
2:41:29	これの真ん中辺りにある地盤の話のモニタリングポスト本体、
2:41:34	のところの下から 3 行目で、
2:41:37	また無線アンテナは十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物に設置する。
2:41:45	とあるんですけど先ほどのヨシムラの話。
2:41:48	にかぶるんですがこれは、
2:41:52	その局舎っていうのは、設備じゃないのというのと一緒に、
2:41:58	御社の言葉を借りれば、地震のところでは、建物じゃなくて構築物って書いてあるんで、
2:42:06	とてもじゃないよねって思うんですけど、この産業っておかしくないでしょうかという、
2:42:12	ことです。いかがでしょうか。
2:42:18	はいGNPイソベてる部分あります
2:42:21	ここの、
2:42:22	最後の三行はですね、
2:42:27	アンテナを、を、
2:42:30	第 2 加工棟とか
2:42:32	動力等ですね 198 ページの
2:42:37	配置図をご覧くださいますと、
2:42:42	無線アンテナとしてアノ、ホシノ 123 と 3 種類あって、
2:42:48	ホシノ 1 っていうのは、局舎 2 の壁に設置するものなんですけども、ホシノ 2 とか 3 とかいうのは、既設のアクセスムタの建物よそれこそ建物に、
2:43:01	とそ設置するアンテナがございまして、先ほどの仕様表に戻って、
2:43:11	十分な支持性能を有する。
2:43:13	そういう地盤上に建造された建物で設置しますというのは、このんと局舎以外の建物に設置するアンテナ、独立して設置するアンテナ、
2:43:25	のことを説明しているつもりです。
2:43:28	以上です。
2:43:30	土岐セトのノムラですとちょっと混乱するんですけど、えーつとですね、190、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:36	4 ページ、ごめんなさい 193 ページの上に、次回以降の申請にて確認するっていうのがあって、その一番上に無線アンテナは、
2:43:46	建物移設ってあって動力等ってあるんですね。
2:43:49	これ、
2:43:51	これは何でしょうかね。
2:43:54	はい。GNP そうですね先ほど申しましたように、独立して無線アンテナを設置する建物として今動力棟と第 2 加工と、
2:44:05	おうとしております。そのうち、
2:44:08	当大学校等については、一次設工認で認可済みで、耐震重要度分類一類ということで、基礎とか地盤、
2:44:19	基礎も含めた建物の耐震性っていうのが、認可されている状態になっております。一方動力棟は今後の申請ですので、この動力棟が所定の耐震性を持ってるということを、
2:44:33	後段の主ケアの後の申請で確認することにしますという、説明をここでしております。
2:44:41	以上です。
2:44:42	規制庁野村ですけどそうずっと 190 ページに戻って、この無線アンテナ云々でセ建物に設置するっていうのは、
2:44:50	よくわかんないんですけどその独立した基礎を持つ、この
2:44:55	曲者っていうのは、
2:44:58	この建物に、
2:45:00	アノのことを指してる。
2:45:03	ですかね。
2:45:04	あのさ、要するに、
2:45:06	その第 1 加工とか、
2:45:10	府全部含めて、建物っていう表現にしてるんですか。
2:45:15	はいGNP そうですね
2:45:18	この資料表。
2:45:20	の記載等、
2:45:22	今後の次回以降の申請で結構を確認する予定の範囲ってしているところの、
2:45:29	記載の仕方なんですけどもこれはこのモニタリングポストに限らず、この申請書全体、
2:45:35	そうしているんですけど
2:45:37	仕様表の方には

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:40	今後の申請で確認する部分も、本申請で確認できる部分も区別せずに最終的なこの設備に、
2:45:50	関する仕様の説明を書いております、
2:45:55	そのうち、本申請だけでは確認しきれずに、次回以降の申請で確認するものっていうのをこの
2:46:03	参考資料というところに書き出し、
2:46:06	抜き出しているというような記載にしておりますので、この
2:46:12	モニタリングポストの場合で言いますと動力等で確認する。
2:46:15	無線アンテナを設置した建物の耐震性。
2:46:19	次回以降で確認する。
2:46:22	部分としておりますのは、仕様表の方に同じような記載が地盤のところにありますけども、
2:46:30	ここと同じことを言っているという、
2:46:33	そういうそういう構成にしています。以上です。
2:46:38	規制庁野村ですけど 190 ページの仕様で、全部の無線アンテナのその設置する場所をフクマるとしたら、
2:46:46	ここんところは建物じゃなくて建物構築物、
2:46:51	になって、建物は第 1 加工棟だ、何か事でしたっけ。
2:46:57	構築物ってのはさっきの独立した基礎っていうことになる。
2:47:03	でしょうけど、我々、私トヨシマアカシたら、建物、乙設備っていうふうに、
2:47:11	なるのかなというふうに、現状では考えてる。
2:47:14	という状態です。
2:47:17	以上ですね。
2:47:18	はいJFイソベです確かにですね、
2:47:24	モニタリングポストの本体局舎に設置しているアンテナについての説明が今、仕様表から読み取れませんので、藤ノムラさんご指摘のような表現が正確
2:47:36	のように思えますので、その辺は検討いたします。以上です。はい。
2:47:42	規制庁野村ですその次なんですけど、先ほどの 200 ページのモニタリングポストの絵を見て欲しいんですけど、
2:47:50	右の真ん中辺りに測定部で計測バッテリーって書いてあるんですけど、
2:47:57	これは当たり前かもしれないんですけど、
2:48:01	これを雨とか降っても、この辺のは、
2:48:05	大丈夫ですよっていう。
2:48:07	下の方にある、その検出器とか遮断機もそうなんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:11	防止図なんて防水性って大丈夫ですよってという確認したいんですけど、どうですか。
2:48:20	はい。ジェイエフイー磯部です。結論から言うところの局舎
2:48:27	一般にといいますか屋外での野ざらしで使うような仕様になっておりましてここを見てもおわかりの通り
2:48:37	良寛の開きの扉のようなものがついてて、ガバツとあけると、ナカノきりが出てきますけども、この開閉部でありますとか、のところは衛藤。
2:48:50	屋外で使ってる中に浸水しないような仕様のものでございます。
2:48:57	以上です。
2:48:59	規制庁の奈須ちょっと私この変更しかないんですけど、
2:49:03	百均で完全に
2:49:05	防水なっているとすると、逆にもうSHO-BIとかの場合は、中の温度が厚くなって関係できないとか、
2:49:14	そういうことを考えちゃうんですけど、その辺も考えられた。
2:49:18	何か市販品だっていうことでいいですかね。
2:49:22	はいGNPイソベです
2:49:24	この中に、この辺には明記しておりませんが、この局舎の中にエアコンを備えておりまして、キクチをしている状態です。それはナカは、
2:49:36	計測機器ですんで、交渉をかけた状態で運用してます。以上です。
2:49:43	規制庁のノムラ1アノコガのちょっと驚きなんですけど、了解しました。
2:49:48	私から最後なんですけど 201 ページ、ちょっとこれもですね私がちょっと専門ではないのかもしれませんが、右にあるA断面Bダメにある溶接記号。
2:50:01	なんですけど、これ多分スポット溶接じゃないかなと思うんですけど、
2:50:05	これ、沿った溶接ってこういうふうな形で溶接できるのかなっていう素朴な疑問なんですけど。
2:50:12	これは、この通りやるって、
2:50:14	よろしいですかね。
2:50:16	はい。JNNヨシザキです。まず施工としておっしゃる通り、鉄で、ある一定間隔でポツポツと打っていくんですけど、これは二つの遠山のところをですね
2:50:27	何かちょっと完全に断面性の一体化するってことではなくてですね、今まで1本の柱梁で構成されてるものをすべて、同じ部材なんですけど、
2:50:39	2本の柱、これだから、一体化断面としては一体化してなくて、沿わせるような形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:45	のものなので、この溶接に、共同求めているわけではないと、いうことになります。あくまでだから、
2:50:54	箱としての形状を維持していくっていうかですね、あとはこのコーナ一部分のところは完全溶け込み溶接で繋いでいきますので、
2:51:05	これを行うための予備的な位置出しというかね、一応ですね、固定していくためのスポット溶接になります。
2:51:16	規制庁野村ですけど、ちょっと私のちょっとイメージと違ってたのかもしれないです。私は
2:51:23	考えたいスポーツ横切って2枚を一部重ねて、
2:51:28	表と裏からパチン発ってとめてくようなものなのかなと思ったんですけど。
2:51:32	そうじゃないんですよこれ。ここの手からだけぽつぽつぽつと止めていくっていうそういうもの。
2:51:38	IターンGNFヨシザキおっしゃる通りです表側から
2:51:43	援用セット、一定間隔で、することによって、まずは既存の柱と新しい柱を同じように育てましょうと。
2:51:52	最終的に固定するのは、コーナ一部分にも溶接記号がございますけれども、完全溶け込み溶接で、要するには止めていくと、こちらの方が強度、構造強度には寄与するようですね。
2:52:07	はい。規制庁の野村ですけどいやここの溶接記号がね上にも下にも書いてあるから、裏側もやるのかなっていうふうに、
2:52:15	よう読め読めたんですよ。
2:52:17	そうすると、この1か、アングルひっぱがして、ピット止めてまたつけ直すのかなとか、変なことを考えたんですけど、
2:52:29	言われて、わかりましたっていう状態です。
2:52:33	以上です。
2:52:38	規制庁青木です。
2:52:40	衛藤。私の方から、非常用電源設備関係でちょっと確認させていただきますとまず、申請書の192ページのモニタリングポストの使用の中の非常用電源設備、
2:52:54	で、
2:52:57	無停電電源括弧内蔵バッテリーを設置する。
2:53:01	ということでモニタリングポストに内蔵バッテリーを設置するっていうことは理解したんですけども、この
2:53:09	無停電電源と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:12	無低電源装置、
2:53:15	技術基準とかで使われてる電源装置ですね、この、これは別物という理解で良いんでしょうか。
2:53:28	はい。12 イソベです。
2:53:31	ご理解の通りですね、ここで言っている無停電電源っていうのは図にもあります通り、モニタリングポスト等の本店の中にあると言っている内蔵バッテリーのことで、
2:53:44	非常用電源設備として定義している運転前の停電電源装置とは違うものということになり、
2:53:53	はい、わかりました。
2:53:55	その上でちょっと確認させていただくとまた大好きな星取表の方に行くとも366 ページで、モニタリングポスト、
2:54:04	のところの、
2:54:08	第 20 条 2 項のところ、無停電、無停電電源装置がありますけどここが
2:54:19	黒丸になっていたり、二重丸がついているのはどういう整理なんでしょうか。
2:54:29	はいGNF磯辺でございます先ほど申しましたように、
2:54:35	非常用電源設備として定義している無停電電源装置と、このモニタリングポストのところ、説明している停電電源は、ものとしては別物なんですけども、
2:54:47	機能としては同じようなその江藤小高商用電源が、
2:54:55	切れた時の、非常用電源、非常用発電非常系が立ち上がるまでの繋ぎの電源供給ということで機能としては同じでございますので、
2:55:06	このお 1 人表という意味では、
2:55:10	24.2-1 とか、ここに都丸をつけているという整理を今行っております。
2:55:19	以上です。
2:55:21	規制庁アオキでございます。私の理解ということでちょっと
2:55:27	繰り返しになっちゃうかもしれないですけど、技術基準規則の 27 条第 2 項のところ、無停電電源装置またはこれと同等以上の機能を有する設備ということで無停電電源。
2:55:38	内蔵バッテリーを読み込んでいて、だから星取り表は丸をつけているということなんですよね。
2:55:50	はいGNPそうです。そう。そうですね同等以上の機能を有する設備を設けているということで 0 にしている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:58	そうなると事業事業許可の方でちょっと今手元にもしかしたらないかもしれないんですけども、461 ページのところ、
2:56:08	非常用電源設備ということで、ガスタービン発電機 1 号機、2 号機の停電電源装置という形で一色とか西木とか書かれているんですけども、
2:56:21	この中に充電器 1 台とか無停電電源装置に関して充電器 1 台ある関連蓄電池 86 行とかその辺が書かれているんですけども、
2:56:34	この今の説明と、このなんすかね無停電電源装置。
2:56:39	ちょっと混同してないかなとちょっと思っているんですけども。
2:56:45	まず無停電電源と無停電電源装置は別物ですと言いつつ、
2:56:49	星取表では一緒ですと言っているっていうのが、
2:56:56	いう説明に私は聞こえ、
2:56:58	なのでちょっと、
2:57:02	質問させていただいてるんですけども、
2:57:35	はい。DNP機でございます。ちょっと先ほどの説明と繰り返しになってしまいますけども、モニタリングポストは低廉停電電源で電源供給を、
2:57:48	刺されるものというふうにしておりますので、星取表としてはその無停電電源の
2:57:57	に接続しているというところに丸をつけておりますが実際の接続しているものとしてはさっきもご説明した通り、
2:58:08	無停電電源設備として持っている施設の中に持っている、電源装置ではなくて個別にモニタリングポストの中にある内蔵バッテリー。
2:58:22	から電源供給するなっているというのが今の設計でございますので、
2:58:29	あと、わかりづらい点があるのかもしれませんが少しそこは検討したいと思います。
2:58:35	以上です。
2:58:37	規制庁青木です多分あれですよ。私が混乱してるのかもしれないですけど、事業者のJ値フジ側では非常用電源設備の中に、
2:58:46	無停電電源ということで位置付けていてその性能は何かっていうと、24 条 2 項の無停電電源装置で求めている内容が入っていて、同じような名前使われてるから混乱してるけれども、
2:59:01	ということで、ちょっと理解したつもりなので、またわからなかったら、質問、次回以降のヒアリングで確認させていただければと思います。
2:59:11	はいジェイエフイー蘇武です私が今説明した内容は、今ご理解の通りだと思いますので、衛藤、引き続き、質疑等あればよろしく願います。以上です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:24	衛藤。
2:59:27	この関係で何か規制庁側から確認ありますでしょうか。
2:59:38	ないようですので最後私の方から質問、単なる簡単な質問という形なんですけれども、安全避難通路関係でD搬送炉っていうのは人が、
2:59:49	立ち入るような、
2:59:51	構造ではなくてメンテナンスで人が入る。
2:59:55	ような、
2:59:57	建物だと聞いているんですけども、
2:59:59	誘導灯、
3:00:01	とかは、D搬送炉に、
3:00:03	つくんでしょうか。
3:00:07	ジェイエフイー蘇武です誘導等々ございません。
3:00:15	わかりました。メンテナンス中にもしそういう何ていうんですか。
3:00:22	電気系統が落ちたときは、
3:00:25	懐中電灯とか、
3:00:27	可搬型のライトみたいなので、
3:00:30	減らして帰ってくるみたいなそんな感じなんですかね。
3:00:35	はいGNF急ぐですわ。実態としてはそういうことになると思います誘導灯というのは建築基準法か、建築基準法で
3:00:46	つちいが定められておりますけどもご理解の通りですね、人が立ち入る通路とかそういうところに設置が求められておりますのでリハーサルの中は、
3:00:58	通路がございませんので、設置しておりません。
3:01:03	なので実際、何か点検とかで人が立ち上がった時、
3:01:08	に何かあったら照明を持ってる照明で移動する、それを頼りにするということになると思います。
3:01:17	聞いちゃ大きいですわかりましたありがとうございます。その他全体を通して、規制庁側から確認ありますでしょうか。
3:01:32	事業者側から、全体を通して何か確認ございますでしょうか。
3:01:39	JF則です今、特にございません。
3:01:42	はい、わかりました。ではこれでヒアリングを終わりにさせていただこうと思います。
3:01:48	ありがとうございました。
3:01:50	どうもありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。